

奈良市公報

第25号

令和2年5月1日発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 法務ガバナンス課長

目次

告 示

月 日	番号	件 名	主 管
4	1	177 徴収事務の委託	スポーツ振興課
4	1	178 徴収事務の委託	スポーツ振興課
4	1	179 徴収事務の委託	スポーツ振興課
4	1	180 収納事務の委託	納税課
4	1	181 指定代理納付者の指定	納税課
4	1	182 市道路線の廃止	土木管理課
4	1	183 市道路線の認定	土木管理課
4	1	184 道路の区域決定	土木管理課
4	1	185 道路の供用開始	土木管理課
4	1	186 歩行者専用道路の指定	土木管理課
4	1	187 道路の区域変更	土木管理課
4	1	188 道路の供用開始	土木管理課
4	1	189 車両制限令の規定による道路の指定	土木管理課
4	1	190 固定資産課税台帳に登録すべき令和2年度の固定資産の価格等の登録	資産税課
4	1	191 徴収事務の委託	障がい福祉課
4	1	192 令和2年度一般廃棄物処理実施計画	廃棄物対策課
4	1	193 徴収事務の委託	廃棄物対策課
4	1	194 包括外部監査契約の締結	法務ガバナンス課
4	1	195 徴収事務の委託	文化振興課
4	1	196 令和元年度奈良市一般会計補正予算等の要領	財政課
4	1	197 徴収事務の委託	医療政策課
4	1	198 道路の位置指定	建築指導課
4	1	199 予防接種の実施	健康増進課
4	1	200 徴収事務の委託	保健衛生課
4	1	201 収納事務の委託	市民課
4	1	202 徴収事務の委託	環境政策課

4	2	203	住居番号の設定	市民課
4	2	204	瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による特定施設の設置許可の申請に係る書面の公衆縦覧	保健・環境検査課
4	3	205	介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の指定	介護福祉課
4	3	206	介護保険法の規定による指定居宅介護支援事業者の指定	介護福祉課
4	3	207	介護保険法の規定による指定地域密着型サービス事業者等の指定	介護福祉課
4	3	208	障害者総合支援法に規定する指定自立支援医療機関の指定	障がい福祉課
4	6	209	形質変更時要届出区域の指定の解除	保健・環境検査課
4	6	210	児童福祉法に規定する指定障害児通所支援事業者の指定	障がい福祉課
4	6	211	障害者総合支援法に規定する指定障害福祉サービス事業者の指定(更新)	障がい福祉課
4	6	212	障害者総合支援法に規定する指定障害福祉サービス事業者の指定	障がい福祉課
4	6	213	障害者総合支援法に規定する指定障害福祉サービス事業者の廃止	障がい福祉課
4	6	214	認可地縁団体からの告示事項の変更の届出	地域づくり推進課
4	6	215	障害者総合支援法に規定する指定特定相談支援事業者の指定(更新)	障がい福祉課
4	6	216	児童福祉法に規定する指定障害児相談支援事業者の指定(更新)	障がい福祉課
4	6	217	障害者総合支援法に規定する指定一般相談支援事業者の指定(更新)	障がい福祉課
4	7	218	道路の区域変更	土木管理課
4	7	219	道路の供用開始	土木管理課
4	7	220	放置自転車等の保管	環境政策課
4	8	221	開発行為に関する工事の完了	開発指導課
4	8	222	開発行為に関する工事の完了	開発指導課
4	9	223	放置自転車等の保管	環境政策課
4	9	224	狂犬病予防法の規定による飼育者不明の犬の収容	保健衛生課
4	10	225	放置自転車等の保管	環境政策課
4	10	226	奈良市公報号外第16号に掲載	法務ガバナンス課
4	13	227	認可地縁団体からの告示事項の変更の届出	地域づくり推進課
4	13	228	放置自転車等の保管	環境政策課
4	13	229	放置自転車等の保管	環境政策課
4	14	230	身体障害者福祉法に規定する医師の指定	障がい福祉課
4	14	231	身体障害者福祉法に規定する医師の指定	障がい福祉課
4	15	232	観光案内所の開館時間の変更	観光戦略課

4	15	233	針テラス情報館の開館時間の変更	観光戦略課
4	15	234	生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の廃止の届出	保護課
4	15	235	生活保護法の規定による医療機関の指定	保護課
公 営 企 業				
月	日	番号	件名	主管
4	1	12	公共下水道の供用及び下水の処理の開始	下水道事業課
4	1	13	収納事務の委託	企業出納課
4	1	14	収納業務の委託	企業出納課
4	1	15	収納業務の委託	企業出納課
4	1	16	水道メーターの計量業務の委託	企業出納課
4	1	17	奈良市企業局指定給水装置工事事業者の廃止	給排水課
4	1	18	下水道事業受益者負担金の賦課対象区域	下水道事業課
4	3	19	奈良市企業局指定給水装置工事事業者の廃止	給排水課
4	10	20	奈良市公報号外第16号に掲載	経営企画課
消 防				
月	日	番号	件名	主管
4	13	3	奈良市公報号外第16号に掲載	総務部
4	13	4	奈良市公報号外第16号に掲載	総務部
4	13	5	奈良市公報号外第16号に掲載	総務課
4	13	6	奈良市公報号外第16号に掲載	総務課
教 育 委 員 会				
月	日	番号	件名	主管
4	10	10	臨時教育委員会の開催	教育政策課
4	10	11	奈良市公報号外第16号に掲載	教育総務課
選 挙 管 理 委 員 会				
月	日	番号	件名	
4	10	5	奈良市公報号外第16号に掲載	
農 業 委 員 会				
月	日	番号	件名	
4	7	5	農業委員会総会の招集	

告 示

奈良市告示第177号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり徴収の事務を委託したので、同条第2項の規定により公示します。

令和2年4月1日

奈良市長 仲川元庸

1 委託する徴収の事務

奈良市鴻ノ池球場の使用料
奈良市中央体育館の使用料
奈良市中央第二体育館の使用料
奈良市南部生涯スポーツセンター体育館の使用料
奈良市鴻ノ池陸上競技場の使用料
奈良市柏木コートの使用料
奈良市鴻ノ池コートの使用料
奈良市南部生涯スポーツセンターコートの使用料
奈良市柏木球技場の使用料
奈良市南部生涯スポーツセンター球技場の使用料
奈良市南部生涯スポーツセンター多目的コートの使用料

2 受託者の所在地及び名称

大阪府中央区北浜四丁目1番23号
奈良市スポーツまちづくり推進パートナーズ
ミズノスポーツサービス株式会社
代表取締役 篠村 嘉将

3 委託の期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

奈良市告示第178号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり徴収の事務を委託したので、同条第2項の規定により公示します。

令和2年4月1日

奈良市長 仲川元庸

- 1 委託する徴収の事務
奈良市中央武道場の使用料
奈良市中央第二武道場の使用料
奈良市弓道場の使用料
奈良市鴻ノ池相撲場の使用料
- 2 受託者の所在地及び名称
奈良市三条本町13番1号
一般財団法人奈良市総合財団
理事長 西谷 忠雄
- 3 委託の期間
令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

奈良市告示第179号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、次のとおり徴収の事務を委託したので、同条第2項の規定により公示します。

令和2年4月1日

奈良市長 仲川 元 庸

- 1 委託する徴収の事務
奈良市八条コミュニティスポーツ広場の使用料
- 2 受託者の所在地及び名称
奈良市八条一丁目780番地の3
八条第二自治会
会長 竹田 一成
- 3 委託の期間
令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

奈良市告示第 180 号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり収納の事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和2年4月1日

奈良市長 仲川 元 庸

マルチペイメント（多様な支払・決済方法）に係る受託者

1 受託者・収納事務

受託者	収納事務
東京都目黒区青葉台三丁目6番28号 株式会社トラストバンク 代表取締役 須永 珠代	インターネットを利用して納付する「奈良市心のふるさと応援寄附」に関する寄附金
東京都世田谷区玉川一丁目14番1号 楽天株式会社 代表取締役会長兼社長 三木谷 浩史	

2 委託の期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定により、次のとおり指定代理納付者を指定したので、奈良市会計規則（昭和40年奈良市規則第1号）第22条の2第2項の規定により告示する。

令和 2 年 4 月 1 日

奈良市長 仲川 元庸

マルチペイメント（多様な支払・決済方法）に係る指定代理納付者

1 指定代理納付者・指定代理納付者に納付させる歳入の種類

指定代理納付者	指定代理納付者に納付させる歳入の種類
株式会社トラストバンク 東京都目黒区青葉台三丁目6番28号 代表取締役 須永 珠代	インターネットを利用して納付する「奈良市心のふるさと応援寄附」に関する寄附金
楽天株式会社 東京都世田谷区玉川一丁目14番1号 代表取締役会長兼社長 三木谷 浩史	

2 指定期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

クレジット決済に係る指定代理納付者

1 指定代理納付者・指定代理納付者に納付させる歳入の種類

指定代理納付者	指定代理納付者に納付させる歳入の種類
奈良県生駒市東生駒一丁目61番地7 南都ディーシーカード株式会社 代表取締役社長 柴田 順夫	インターネットを利用して納付する「奈良市心のふるさと応援寄附」に関する寄附金
東京都文京区本郷3丁目33番5号 三菱UFJニコス株式会社 代表取締役社長 石塚 啓	

東京都新宿区大久保3-8-2 住友不動産新宿 ガーデンタワー 株式会社ジェーシービー 執行役員加盟店本部長 滝田 誠	
東京都世田谷区玉川一丁目14番1号 楽天株式会社 代表取締役会長兼社長 三木谷 浩史	

2 指定期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定に基づき、令和2年4月1日から次に掲げる市道の路線を廃止する。その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和 2年 4 月 / 日

奈良市長 仲川 元庸

整理 番号	路線名	始点	終点	延長 (m) 幅員 (m)
1	南部第55号線	奈良市大安寺町677番1地 先から	奈良市大森町156番1地先 まで	L=135.5 W=1.8~4.8
2	中部第134号線	奈良市中山町45番6地先か ら	奈良市秋篠町1170番23 地先まで	L=197.9 W=4.2~4.5
3	西部第414号線	奈良市学園大和町五丁目19 7番地先から	奈良市学園大和町五丁目73 0番地先まで	L=418.0 W=5.9~6.2

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定に基づき、令和2年4月1日から次に掲げる路線を本市の市道路線に認定する。その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和 2 年 4 月 / 日

奈良市長 仲川 元 庸

整理 番号	路線名	始点	終点	備考 (m)
1	南部第722号線	奈良市大安寺二丁目48番5 地先から	奈良市大安寺二丁目50番1 地先まで	L=102.0 W=6.0~8.0
2	南部第723号線	奈良市神殿町392番20地 先から	奈良市神殿町392番15地 先まで	L=65.9 W=6.0~10.0
3	北部第814号線	奈良市高畑町181番36地 先から	奈良市高畑町181番37地 先まで	L=299.1 W=6.0
4	北部第815号線	奈良市法蓮町1514番19 2地先から	奈良市法蓮町1514番19 4地先まで	L=23.4 W=6.0~8.0
5	北部第816号線	奈良市紀寺町797番5地先 から	奈良市紀寺町797番9地先 まで	L=58.5 W=6.0~8.0
6	北部第817号線	奈良市紀寺町797番12地 先から	奈良市紀寺町797番15地 先まで	L=21.3 W=6.0~8.0
7	北部第818号線	奈良市白毫寺町1195番3 地先から	奈良市横井町924番6地先 まで	L=162.6 W=8.2~42.5
8	中部第134号線	奈良市中山町45番6地先か ら	奈良市秋篠町1170番20 地先まで	L=126.3 W=4.3
9	中部第1743号線	奈良市中山町1408番1地 先から	奈良市中山町1411番1地 先まで	L=59.4 W=6.0~8.0

整理 番号	路線名	始点	終点	備考 (m)
10	中部第1744号線	奈良市四条大路三丁目980 番1地先から	奈良市四条大路三丁目979 番9地先まで	L=63.7 W=6.0~8.1
11	中部第1745号線	奈良市五条畑一丁目5175 番15地先から	奈良市五条畑一丁目5175 番11地先まで	L=47.0 W=6.0~8.0
12	中部第1746号線	奈良市五条畑一丁目5175 番7地先から	奈良市五条畑一丁目5175 番4地先まで	L=17.6 W=6.0~8.0
13	中部第1747号線	奈良市あやめ池北三丁目10 94番2地先から	奈良市あやめ池北三丁目11 00番5地先まで	L=75.1 W=6.0~8.3
14	中部第1748号線	奈良市宝来町1154番2地 先から	奈良市宝来町1160番11 地先まで	L=228.3 W=6.0~8.1
15	中部第1749号線	奈良市宝来町1160番29 地先から	奈良市宝来町1160番32 地先まで	L=20.2 W=6.0~10.2
16	中部第1750号線	奈良市宝来町1160番13 地先から	奈良市宝来町1160番16 地先まで	L=43.7 W=6.0~8.0
17	中部第1751号線	奈良市宝来町1160番46 地先から	奈良市宝来町1160番53 地先まで	L=67.3 W=6.0~10.0
18	中部第1752号線	奈良市宝来町1160番39 地先から	奈良市宝来町1160番37 地先まで	L=16.9 W=4.3
19	中部第1753号線	奈良市疋田町三丁目454番 地先から	奈良市疋田町三丁目460番 11地先まで	L=82.6 W=6.0~13.0
20	中部第1754号線	奈良市疋田町三丁目460番 24地先から	奈良市疋田町三丁目460番 27地先まで	L=61.8 W=6.0~8.0
21	西部第414号線	奈良市学園大和町五丁目19 7番地先から	奈良市学園大和町五丁目85 番55地先まで	L=489.0 W=6.0~6.2
22	西部第1463号線	奈良市学園大和町五丁目70 9番83地先から	奈良市学園大和町五丁目70 9番69地先まで	L=165.3 W=6.0
23	西部第1464号線	奈良市学園大和町五丁目70 9番105地先から	奈良市学園大和町五丁目70 9番111地先まで	L=88.7 W=6.0

整理 番号	路線名	始点	終点	備考 (m)
24	西部第1465号線	奈良市学園大和町五丁目20 7番7地先から	奈良市学園大和町五丁目70 9番68地先まで	L=22.3 W=6.0
25	西部第1466号線	奈良市学園大和町五丁目85 番36地先から	奈良市学園大和町五丁目85 番44地先まで	L=123.6 W=6.0
26	西部第1467号線	奈良市二名三丁目1095番 1地先から	奈良市二名三丁目1190番 4地先まで	L=54.0 W=6.2~8.0
27	西部第1468号線	奈良市百楽園三丁目432番 54地先から	奈良市百楽園三丁目432番 57地先まで	L=31.5 W=6.0~8.2
28	西部第1469号線	奈良市鳥見町四丁目4番11 地先から	奈良市鳥見町四丁目4番14 地先まで	L=27.0 W=6.0~8.0
29	西部第1470号線	奈良市学園朝日元町二丁目4 76番10地先から	奈良市学園朝日元町二丁目4 74番5地先まで	L=38.8 W=6.0~8.0
30	西部第1471号線	奈良市学園朝日元町二丁目4 78番2地先から	奈良市学園朝日元町二丁目4 78番9地先まで	L=70.7 W=6.0~8.0
31	西部第1472号線	奈良市二名三丁目1105番 59地先から	奈良市二名三丁目1105番 62地先まで	L=27.4 W=6.0~8.0

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を決定する。その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和 2 年 4 月 / 日

奈良市長 仲川 元庸

整理 番号	路線名	区間		延長 (m) 幅員 (m)
1	南部第722号線	奈良市大安寺二丁目48番5 地先から	奈良市大安寺二丁目50番1 地先まで	L=102.0 W=6.0~8.0
2	南部第723号線	奈良市神殿町392番20地 先から	奈良市神殿町392番15地 先まで	L=65.9 W=6.0~10.0
3	北部第814号線	奈良市高畑町181番36地 先から	奈良市高畑町181番37地 先まで	L=299.1 W=6.0
4	北部第815号線	奈良市法蓮町1514番19 2地先から	奈良市法蓮町1514番19 4地先まで	L=23.4 W=6.0~8.0
5	北部第816号線	奈良市紀寺町797番5地先 から	奈良市紀寺町797番9地先 まで	L=58.5 W=6.0~8.0
6	北部第817号線	奈良市紀寺町797番12地 先から	奈良市紀寺町797番15地 先まで	L=21.3 W=6.0~8.0
7	中部第134号線	奈良市中山町45番6地先か ら	奈良市秋篠町1170番20 地先まで	L=126.3 W=4.3
8	中部第1743号線	奈良市中山町1408番1地 先から	奈良市中山町1411番1地 先まで	L=59.4 W=6.0~8.0
9	中部第1744号線	奈良市四条大路三丁目980 番1地先から	奈良市四条大路三丁目979 番9地先まで	L=63.7 W=6.0~8.1

整理 番号	路線名	区間		延長 (m)
				幅員 (m)
10	中部第1745号線	奈良市五条畑一丁目5175 番15地先から	奈良市五条畑一丁目5175 番11地先まで	L=47.0 W=6.0~8.0
11	中部第1746号線	奈良市五条畑一丁目5175 番7地先から	奈良市五条畑一丁目5175 番4地先まで	L=17.6 W=6.0~8.0
12	中部第1747号線	奈良市あやめ池北三丁目10 94番2地先から	奈良市あやめ池北三丁目11 00番5地先まで	L=75.1 W=6.0~8.3
13	中部第1748号線	奈良市宝来町1154番2地 先から	奈良市宝来町1160番11 地先まで	L=228.3 W=6.0~8.1
14	中部第1749号線	奈良市宝来町1160番29 地先から	奈良市宝来町1160番32 地先まで	L=20.2 W=6.0~10.2
15	中部第1750号線	奈良市宝来町1160番13 地先から	奈良市宝来町1160番16 地先まで	L=43.7 W=6.0~8.0
16	中部第1751号線	奈良市宝来町1160番46 地先から	奈良市宝来町1160番53 地先まで	L=67.3 W=6.0~10.0
17	中部第1752号線	奈良市宝来町1160番39 地先から	奈良市宝来町1160番37 地先まで	L=16.9 W=4.3
18	中部第1753号線	奈良市疋田町三丁目454番 地先から	奈良市疋田町三丁目460番 11地先まで	L=82.6 W=6.0~13.0
19	中部第1754号線	奈良市疋田町三丁目460番 24地先から	奈良市疋田町三丁目460番 27地先まで	L=61.8 W=6.0~8.0
20	西部第414号線	奈良市学園大和町五丁目19 7番地先から	奈良市学園大和町五丁目85 番55地先まで	L=489.0 W=6.0~6.2
21	西部第1463号線	奈良市学園大和町五丁目70 9番83地先から	奈良市学園大和町五丁目70 9番69地先まで	L=165.3 W=6.0
22	西部第1464号線	奈良市学園大和町五丁目70 9番105地先から	奈良市学園大和町五丁目70 9番111地先まで	L=88.7 W=6.0
23	西部第1465号線	奈良市学園大和町五丁目20 7番7地先から	奈良市学園大和町五丁目70 9番68地先まで	L=22.3 W=6.0

整理 番号	路線名	区間		延長 (m)
				幅員 (m)
24	西部第1466号線	奈良市学園大和町五丁目85 番36地先から	奈良市学園大和町五丁目85 番44地先まで	L=123.6 W=6.0
25	西部第1467号線	奈良市二名三丁目1095番 1地先から	奈良市二名三丁目1190番 4地先まで	L=54.0 W=6.2~8.0
26	西部第1468号線	奈良市百楽園三丁目432番 54地先から	奈良市百楽園三丁目432番 57地先まで	L=31.5 W=6.0~8.2
27	西部第1469号線	奈良市鳥見町四丁目4番11 地先から	奈良市鳥見町四丁目4番14 地先まで	L=27.0 W=6.0~8.0
28	西部第1470号線	奈良市学園朝日元町二丁目4 76番10地先から	奈良市学園朝日元町二丁目4 74番5地先まで	L=38.8 W=6.0~8.0
29	西部第1471号線	奈良市学園朝日元町二丁目4 78番2地先から	奈良市学園朝日元町二丁目4 78番9地先まで	L=70.7 W=6.0~8.0
30	西部第1472号線	奈良市二名三丁目1105番 59地先から	奈良市二名三丁目1105番 62地先まで	L=27.4 W=6.0~8.0

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和 2 年 7 月 / 日

奈良市長 仲川 元庸

整理 番号	路線名	区間		延長 (m)
				幅員 (m)
1	南部第722号線	奈良市大安寺二丁目48番5 地先から	奈良市大安寺二丁目50番1 地先まで	L=102.0 W=6.0~8.0
2	南部第723号線	奈良市神殿町392番20地 先から	奈良市神殿町392番15地 先まで	L=65.9 W=6.0~10.0
3	北部第814号線	奈良市高畑町181番36地 先から	奈良市高畑町181番37地 先まで	L=299.1 W=6.0
4	北部第815号線	奈良市法蓮町1514番19 2地先から	奈良市法蓮町1514番19 4地先まで	L=23.4 W=6.0~8.0
5	北部第816号線	奈良市紀寺町797番5地先 から	奈良市紀寺町797番9地先 まで	L=58.5 W=6.0~8.0
6	北部第817号線	奈良市紀寺町797番12地 先から	奈良市紀寺町797番15地 先まで	L=21.3 W=6.0~8.0
7	中部第134号線	奈良市中山町45番6地先か ら	奈良市秋篠町1170番20 地先まで	L=126.3 W=4.3
8	中部第1743号線	奈良市中山町1408番1地 先から	奈良市中山町1411番1地 先まで	L=59.4 W=6.0~8.0
9	中部第1744号線	奈良市四条大路三丁目980 番1地先から	奈良市四条大路三丁目979 番9地先まで	L=63.7 W=6.0~8.1

整理 番号	路線名	区間		延長 (m)
				幅員 (m)
10	中部第1745号線	奈良市五条畑一丁目5175 番15地先から	奈良市五条畑一丁目5175 番11地先まで	L=47.0 W=6.0~8.0
11	中部第1746号線	奈良市五条畑一丁目5175 番7地先から	奈良市五条畑一丁目5175 番4地先まで	L=17.6 W=6.0~8.0
12	中部第1747号線	奈良市あやめ池北三丁目10 94番2地先から	奈良市あやめ池北三丁目11 00番5地先まで	L=75.1 W=6.0~8.3
13	中部第1748号線	奈良市宝来町1154番2地 先から	奈良市宝来町1160番11 地先まで	L=228.3 W=6.0~8.1
14	中部第1749号線	奈良市宝来町1160番29 地先から	奈良市宝来町1160番32 地先まで	L=20.2 W=6.0~10.2
15	中部第1750号線	奈良市宝来町1160番13 地先から	奈良市宝来町1160番16 地先まで	L=43.7 W=6.0~8.0
16	中部第1751号線	奈良市宝来町1160番46 地先から	奈良市宝来町1160番53 地先まで	L=67.3 W=6.0~10.0
17	中部第1752号線	奈良市宝来町1160番39 地先から	奈良市宝来町1160番37 地先まで	L=16.9 W=4.3
18	中部第1753号線	奈良市疋田町三丁目454番 地先から	奈良市疋田町三丁目460番 11地先まで	L=82.6 W=6.0~13.0
19	中部第1754号線	奈良市疋田町三丁目460番 24地先から	奈良市疋田町三丁目460番 27地先まで	L=61.8 W=6.0~8.0
20	西部第414号線	奈良市学園大和町五丁目19 7番地先から	奈良市学園大和町五丁目85 番55地先まで	L=489.0 W=6.0~6.2
21	西部第1463号線	奈良市学園大和町五丁目70 9番83地先から	奈良市学園大和町五丁目70 9番69地先まで	L=165.3 W=6.0
22	西部第1464号線	奈良市学園大和町五丁目70 9番105地先から	奈良市学園大和町五丁目70 9番111地先まで	L=88.7 W=6.0
23	西部第1465号線	奈良市学園大和町五丁目20 7番7地先から	奈良市学園大和町五丁目70 9番68地先まで	L=22.3 W=6.0

整理 番号	路線名	区間		延長 (m)
				幅員 (m)
24	西部第1466号線	奈良市学園大和町五丁目85 番36地先から	奈良市学園大和町五丁目85 番44地先まで	L=123.6 W=6.0
25	西部第1467号線	奈良市二名三丁目1095番 1地先から	奈良市二名三丁目1190番 4地先まで	L=54.0 W=6.2~8.0
26	西部第1468号線	奈良市百楽園三丁目432番 54地先から	奈良市百楽園三丁目432番 57地先まで	L=31.5 W=6.0~8.2
27	西部第1469号線	奈良市鳥見町四丁目4番11 地先から	奈良市鳥見町四丁目4番14 地先まで	L=27.0 W=6.0~8.0
28	西部第1470号線	奈良市学園朝日元町二丁目4 76番10地先から	奈良市学園朝日元町二丁目4 74番5地先まで	L=38.8 W=6.0~8.0
29	西部第1471号線	奈良市学園朝日元町二丁目4 78番2地先から	奈良市学園朝日元町二丁目4 78番9地先まで	L=70.7 W=6.0~8.0
30	西部第1472号線	奈良市二名三丁目1105番 59地先から	奈良市二名三丁目1105番 62地先まで	L=27.4 W=6.0~8.0

道路法（昭和27年法律第180号）第48条の13第3項の規定に基づき、令和2年4月1日から次の市道路線を歩行者専用道路に指定する。その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年4月1日

奈良市長 仲川元庸

整理番号	路線名	起点	終点	備考 (m)
1	中部第1752号線	奈良市宝来町1160番39 地先から	奈良市宝来町1160番37 地先まで	L=16.9 W=4.3

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和 2 年 4 月 / 日

奈良市長 仲川 元 庸

整理 番号	路線名	区間	変更 前後 別	幅員 (m)	延長 (m)	備考
1	登美ヶ丘中町線	奈良市鶴舞東町 657 番 4 地先から 奈良市鶴舞西町 3142 番 61 地先まで	前	16.2~15.9	60.9	
			後	18.0~15.9	60.9	
2	油阪芝辻線	芝辻町三丁目 119 番 3 地先から 芝辻町二丁目 235 番 1 地先まで	前	5.3~4.2	81.3	
			後	5.8~4.7	81.3	
3	三条線	奈良市下三条町 35 番 1 地先から 奈良市下三条町 14 番 1 地先まで	前	16.1~11.8	30.1	
			後	16.1~15.6	30.1	
4	二条線	奈良市鍋屋町 40 番地先から 奈良市鍋屋町 12 番 2 地先まで	前	5.3~4.5	48.7	
			後	6.2~4.5	48.7	
5	東部第 135 号線	奈良市大柳生町 5985 番地先から 奈良市大柳生町 3542 番地先まで	前	2.5~2.5	11.8	
			後	2.5~2.5	9.4	
6	東部第 156 号線	奈良市大柳生町 3523 番地先から 奈良市大柳生町 3543 番地先まで	前	4.0~2.0	108.4	
			後	4.0~2.6	108.4	
7	東部第 283 号線	奈良市田原春日野町 130 番 2 地先から 奈良市田原春日野町 98 番地先まで	前	4.7~4.5	56.5	
			後	6.5~6.4	56.5	
8	南部第 39 号線	奈良市恋の窪三丁目 313 番 6 地先から 奈良市恋の窪三丁目 306 番地先まで	前	9.9~9.9	6.5	
			後	11.5~9.5	6.5	
9	南部第 106 号線	奈良市八条五丁目 334 番 2 地先から 奈良市八条五丁目 338 番 1 地先まで	前	5.2~4.4	125.2	
			後	7.8~4.9	125.2	

整理 番号	路線名	区間	変更 前後 別	幅員 (m)	延長 (m)	備考
10	南部第262号線	奈良市古市町1513番地先から 奈良市古市町1521番1地先まで	前	2.5~2.0	41.5	
			後	4.0~3.0	41.5	
11	南部第382号線	奈良市藤原町145番地先から 奈良市藤原町57番4地先まで	前	3.5~2.6	39.8	
			後	3.5~3.0	39.8	
12	南部第478号線	奈良市山町1205番地先から 奈良市山町1327番地先まで	前	2.7~2.5	34.2	
			後	3.8~2.5	34.2	
13	北部第199号線	奈良市高畑町216番1地先から 奈良市高畑町234番1地先まで	前	8.2~6.4	118.1	
			後	8.2~6.4	118.1	
14	北部第326号線	奈良市南京終町六丁目62番地先から 奈良市南京終町六丁目67番4地先まで	前	5.9~4.4	72.6	
			後	7.7~4.9	72.6	
15	北部第327号線	奈良市南肘塚町65番1地先から 奈良市南肘塚町64番3地先まで	前	5.9~5.5	16.6	
			後	3.0~3.0	16.6	
16	北部第425号線	奈良市法蓮佐保山一丁目90番2地先から 奈良市法蓮佐保山一丁目93番9地先まで	前	5.4~3.0	36.4	
			後	3.8~3.4	36.4	
17	北部第498号線	奈良市法華寺町201番6地先から 奈良市法華寺町202番7地先まで	前	3.6~2.1	18.7	
			後	3.8~2.0	18.7	
18	中部第54号線	奈良市秋篠町1538番1地先から 奈良市秋篠町1397番1地先まで	前	4.7~4.5	70.8	
			後	6.6~6.1	70.8	
19	中部第106号線	奈良市秋篠町576番9地先から 奈良市秋篠町570番3地先まで	前	3.5~2.8	23.8	
			後	4.0~2.8	23.8	
20	中部第115号線	奈良市秋篠町579番地先から 奈良市秋篠町576番9地先まで	前	6.2~2.6	61.2	
			後	6.2~4.0	61.2	
21	中部第147号線	奈良市中山町115番2地先から 奈良市中山町112番4地先まで	前	5.1~4.7	50.3	
			後	5.7~4.0	50.3	
22	中部第1342号線	奈良市中山町1613番1地先から 奈良市中山町1551番1地先まで	前	6.0~4.8	57.5	
			後	6.8~6.0	57.5	
23	中部第264号線	奈良市南新町52番4地先から 奈良市南新町82番3地先まで	前	9.1~7.6	82.1	
			後	9.1~7.5	82.1	

整理 番号	路線名	区間	変更 前後 別	幅員 (m)	延長 (m)	備考
24	中部第422号線	奈良市六条西一丁目1302番3地先から 奈良市六条西二丁目962番地先まで	前	8.4~5.9	105.2	
			後	8.4~6.2	105.2	
25	中部第666号線	奈良市恋の窪二丁目210番9地先から 奈良市恋の窪三丁目313番6地先まで	前	12.7~10.7	126.9	
			後	14.4~10.7	126.9	
26	中部第678号線	奈良市西大寺赤田町一丁目675番1地先から 奈良市西大寺北町四丁目881番地先まで	前	5.3~3.7	35.9	
			後	5.3~3.7	35.9	
27	中部第682号線	奈良市西大寺小坊町247番6地先から 奈良市西大寺小坊町243番1地先まで	前	2.9~2.8	41.7	
			後	3.2~2.8	41.7	
28	中部第695号線	奈良市西大寺国見町一丁目224番1地先から 奈良市西大寺南町2425番6地先まで	前	13.6~11.3	17.7	
			後	11.3~11.3	17.7	
29	中部第732号線	奈良市菅原町248番4地先から 奈良市菅原町249番1地先まで	前	4.9~4.3	27.6	
			後	5.3~4.4	27.6	
30	中部第776号線	奈良市平松二丁目247番1地先から 奈良市平松一丁目89番1地先まで	前	5.3~4.3	33.5	
			後	5.3~4.9	33.5	
31	中部第791号線	奈良市平松二丁目222番1地先から 奈良市平松三丁目472番15地先まで	前	4.2~3.0	30.3	
			後	8.3~3.0	30.3	
32	中部第839号線	奈良市宝来四丁目1014番1地先から 奈良市宝来四丁目638番地先まで	前	9.6~4.8	79.2	
			後	4.9~2.0	79.2	
33	中部第1333号線	奈良市疋田町407番79地先から 奈良市疋田町377番4地先まで	前	8.0~8.0	122.2	
			後	9.3~8.8	122.2	
34	中部第912号線	奈良市疋田町二丁目714番3地先から 奈良市疋田町二丁目712番3地先まで	前	9.6~6.4	40.2	
			後	9.6~8.8	40.2	
35	西部第280号線	奈良市中山町西三丁目232番2地先から 奈良市中山町西三丁目233番3地先まで	前	4.1~4.0	33.5	
			後	4.8~4.0	33.5	
36	西部第322号線	奈良市学園北二丁目1090番103地先から 奈良市学園北二丁目1090番47地先まで	前	4.3~4.2	40.7	
			後	4.5~4.2	40.7	
37	西部第323号線	奈良市学園北二丁目1090番14地先から 奈良市学園北二丁目1090番46地先まで	前	6.1~6.0	60.7	
			後	6.1~6.0	60.7	

整理 番号	路線名	区間	変更 前後 別	幅員 (m)	延長 (m)	備考
38	西部第324号線	奈良市学園北二丁目1090番43地先から	前	4.5~4.5	52.2	
		奈良市学園南一丁目1092番2地先まで	後	4.8~4.4	52.2	
39	西部第410号線	奈良市学園大和町五丁目162番地先から	前	6.0~6.0	142.9	
		奈良市学園大和町五丁目85番地先まで	後	6.1~6.0	142.9	
40	西部第532号線	奈良市三松四丁目914番1地先から	前	4.0~2.2	65.3	
		奈良市三松四丁目988番2地先まで	後	4.9~3.0	65.3	
41	西部第708号線	奈良市石木町667番2地先から	前	4.6~2.9	134.0	
		奈良市石木町647番丙地先まで	後	4.5~3.1	134.0	
42	西部第795号線	奈良市帝塚山南五丁目1238番5地先から	前	3.9~3.0	63.8	
		奈良市帝塚山一丁目1499番地先まで	後	7.1~3.2	64.4	
43	西部第893号線	奈良市富雄川西二丁目1164番地先から	前	3.2~2.9	19.3	
		奈良市富雄川西二丁目170番2地先まで	後	4.8~2.9	19.3	
44	のぼりを線	奈良市針ヶ別所町401の4地先から	前	30.0~4.3	79.3	
		奈良市針ヶ別所町401の2地先まで	後	30.0~4.4	79.3	
45	南部横断線	奈良市都祁白石町1155地先から	前	17.3~9.4	122.3	
		奈良市都祁友田町1869の7地先まで	後	17.3~9.4	133.5	
46	白石・友田線	奈良市都祁友田町1869の5地先から	前	5.5~5.5	64.6	
		奈良市都祁友田町1863の1地先まで	後	13.2~13.2	64.6	
47	北白石3号線	奈良市都祁白石町1161地先から	前	7.3~7.1	27.2	
		奈良市都祁友田町1860の1地先まで	後	7.3~7.1	25.9	

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年4月/日

奈良市長 仲川元庸

整理 番号	路線名	区間		延長 (m) 幅員 (m)
1	登美ヶ丘中町線	奈良市鶴舞東町657番4地 先から	奈良市鶴舞西町3142番 61地先まで	L=60.9 W=18.0~15.9
2	油阪芝辻線	奈良市芝辻町三丁目119番 3地先から	奈良市芝辻町二丁目235 番1地先まで	L=81.3 W=5.8~4.7
3	三条線	奈良市下三条町35番1地先 から	奈良市下三条町14番1地 先まで	L=30.1 W=16.1~15.6
4	二条線	奈良市鍋屋町40番地先から	奈良市鍋屋町12番2地先 まで	L=48.7 W=6.2~4.5
5	東部第135号線	奈良市大柳生町5985番地 先から	奈良市大柳生町3542番 地先まで	L=9.4 W=2.5~2.5
6	東部第156号線	奈良市大柳生町3523番地 先から	奈良市大柳生町3543番 地先まで	L=108.4 W=4.0~2.6
7	東部第283号線	奈良市田原春日野町130番 2地先から	奈良市田原春日野町98番 地先まで	L=56.5 W=6.5~6.4
8	南部第39号線	奈良市恋の窪三丁目313番 6地先から	奈良市恋の窪三丁目306 番地先まで	L=6.5 W=11.5~9.5
9	南部第106号線	奈良市八条五丁目334番2 地先から	奈良市八条五丁目338番 1地先まで	L=125.2 W=7.8~4.9

整理 番号	路線名	区間		延長 (m)
				幅員 (m)
10	南部第262号線	奈良市古市町1513番地先 から	奈良市古市町1521番1地 先まで	L=41.5 W=4.0~3.0
11	南部第382号線	奈良市藤原町145番地先か ら	奈良市藤原町57番4地先ま で	L=39.8 W=3.5~3.0
12	南部第478号線	奈良市山町1205番地先か ら	奈良市山町1327番地先ま で	L=34.2 W=3.8~2.5
13	北部第199号線	奈良市高畑町216番1地先 から	奈良市高畑町234番1地先 まで	L=118.1 W=8.2~6.4
14	北部第326号線	奈良市南京終町六丁目62番 地先から	奈良市南京終町六丁目67番 4地先まで	L=72.6 W=7.7~4.9
15	北部第327号線	奈良市南肘塚町65番1地先 から	奈良市南肘塚町64番3地先 まで	L=16.6 W=3.0~3.0
16	北部第425号線	奈良市法蓮佐保山一丁目90 番2地先から	奈良市法蓮佐保山一丁目93 番9地先まで	L=36.4 W=3.8~3.4
17	北部第498号線	奈良市法華寺町201番6地 先から	奈良市法華寺町202番7地 先まで	L=18.7 W=3.8~2.0
18	中部第54号線	奈良市秋篠町1538番1地 先から	奈良市秋篠町1397番1地 先まで	L=70.8 W=6.6~6.1
19	中部第106号線	奈良市秋篠町576番9地先 から	奈良市秋篠町570番3地先 まで	L=23.8 W=4.0~2.8
20	中部第115号線	奈良市秋篠町579番地先か ら	奈良市秋篠町576番9地先 まで	L=61.2 W=6.2~4.0
21	中部第147号線	奈良市中山町115番2地先 から	奈良市中山町112番4地先 まで	L=50.3 W=5.7~4.0
22	中部第1342号線	奈良市中山町1613番1地 先から	奈良市中山町1551番1地 先まで	L=57.5 W=6.8~6.0
23	中部第264号線	奈良市南新町52番4地先か ら	奈良市南新町82番3地先ま で	L=82.1 W=9.1~7.5

整理 番号	路線名	区間		延長 (m)
				幅員 (m)
24	中部第422号線	奈良市六条西一丁目1302 番3地先から	奈良市六条西二丁目962 番地先まで	L=105.2 W=8.4~6.2
25	中部第666号線	奈良市恋の窪二丁目210番 9地先から	奈良市恋の窪三丁目313 番6地先まで	L=126.9 W=14.4~10.7
26	中部第678号線	奈良市西大寺赤田町一丁目6 75番1地先から	奈良市西大寺北町四丁目8 81番地先まで	L=35.9 W=5.3~3.7
27	中部第682号線	奈良市西大寺小坊町247番 6地先から	奈良市西大寺小坊町243 番1地先まで	L=41.7 W=3.2~2.8
28	中部第695号線	奈良市西大寺国見一丁目22 4番1地先から	奈良市西大寺南町2425 番6地先まで	L=17.7 W=11.3~11.3
29	中部第732号線	奈良市菅原町248番4地先 から	奈良市菅原町249番1地 先まで	L=27.6 W=5.3~4.4
30	中部第776号線	奈良市平松二丁目247番1 地先から	奈良市平松一丁目89番1 地先まで	L=33.5 W=5.3~4.9
31	中部第791号線	奈良市平松二丁目222番1 地先から	奈良市平松三丁目472番 15地先まで	L=30.3 W=8.3~3.0
32	中部第839号線	奈良市宝来四丁目1014番 1地先から	奈良市宝来四丁目638番 地先まで	L=79.2 W=4.9~2.0
33	中部第1333号線	奈良市疋田町407番79地 先から	奈良市疋田町377番4地 先まで	L=122.2 W=9.3~8.8
34	中部第912号線	奈良市疋田町二丁目714番 3地先から	奈良市疋田町二丁目712 番3地先まで	L=40.2 W=9.6~8.8
35	西部第280号線	奈良市中山町西三丁目232 番2地先から	奈良市中山町西三丁目23 3番3地先まで	L=33.5 W=4.8~4.0
36	西部第322号線	奈良市学園北二丁目1090 番103地先から	奈良市学園北二丁目109 0番47地先まで	L=40.7 W=4.5~4.2
37	西部第323号線	奈良市学園北二丁目1090 番14地先から	奈良市学園北二丁目109 0番46地先まで	L=60.7 W=6.1~6.0

整理 番号	路線名	区間		延長 (m)
				幅員 (m)
38	西部第324号線	奈良市学園北二丁目1090 番43地先から	奈良市学園南一丁目109 2番2地先まで	L=52.2 W=4.8~4.4
39	西部第410号線	奈良市学園大和町五丁目16 2番地先から	奈良市学園大和町五丁目8 5番地先まで	L=142.9 W=6.1~6.0
40	西部第532号線	奈良市三松四丁目914番1 地先から	奈良市三松四丁目988番 2地先まで	L=65.3 W=4.9~3.0
41	西部第708号線	奈良市石木町667番2地先 から	奈良市石木町647番丙地 先まで	L=134.0 W=4.5~3.1
42	西部第795号線	奈良市帝塚山南五丁目123 8番5地先から	奈良市帝塚山一丁目149 9番地先まで	L=64.4 W=7.1~3.2
43	西部第893号線	奈良市富雄川西二丁目116 4番地先から	奈良市富雄川西二丁目17 0番2地先まで	L=19.3 W=4.8~2.9
44	のぼりを線	奈良市針ヶ別所町401の4 地先から	奈良市針ヶ別所町401の 2地先まで	L=79.3 W=30.0~4.4
45	南部横断線	奈良市都祁白石町1155地 先から	奈良市都祁友田町1869 の7地先まで	L=133.5 W=17.3~9.4
46	白石・友田線	奈良市都祁友田町1869の 5地先から	奈良市都祁友田町1863 の1地先まで	L=64.6 W=13.2~13.2
47	北白石3号線	奈良市都祁白石町1161地 先から	奈良市都祁友田町1860 の1地先まで	L=25.9 W=7.3~7.1

奈良市告示第189号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第3号の規定により道路を次のとおり指定するとともに、同令第10条第1項に規定する通行方法を次のとおり定める。

令和2年4月1日

奈良市長 仲川元庸

1 指定する道路の路線名及び区間

路線名	区間
市道九条線	奈良県奈良市北之庄西町一丁目6番7から 奈良県奈良市西九条町四丁目3番2まで

2 通行方法

- (1) トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に入り出すためにやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識、樹木等の上空障害物に接触しないよう十分注意すること。
- (2) 後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上（又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。
- (3) 道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

3 指定する期日

令和2年4月1日

奈良市告示第 190 号

固定資産課税台帳に登録すべき令和2年度の固定資産の価格等の全てを登録したので、地方税法（昭和25年法律第226号）第411条第2項の規定により公示する。

令和2年 4月 1日

奈良市長 仲川 元庸

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり徴収の事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和2年4月1日

奈良市長 仲川 元庸

1. 受託者・徴収事務

受託者	徴収事務
奈良市二条町二丁目9番2号 一般社団法人 奈良市歯科医師会 会長 細田 博之	奈良市立みどりの家歯科診療所にかかる使用料及び 手数料

2. 委託の期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

奈良市告示第192号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項の規定により、令和2年度の一般廃棄物処理実施計画を定めたので、奈良市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和48年奈良市条例第35号）第7条第1項の規定により、次のとおり告示します。

令和2年4月1日

奈良市長 仲川元庸

令和2年度

奈良市一般廃棄物処理実施計画

目次

	ページ番号
1 総則	1
(1) 実施計画の目的	1
(2) 実施計画の期間	1
(3) 実施計画の区域	1
2 一般廃棄物処理基本計画の進捗状況	2
(1) 一般廃棄物処理基本計画における数値目標	2
(2) 進捗状況	2
3 一般廃棄物処理実施計画	3
(1) 一般廃棄物の処理方法及びその主体	3
(2) 一般廃棄物処理業・処理施設設置の許可	6
(3) ごみの発生抑制、再生利用及び適正処理に関する施策	7
(4) 収集運搬計画	10
(5) 中間処理・再生利用計画	14
(6) 最終処分計画	22
4 生活排水（し尿・浄化槽汚泥）処理実施計画	23
(1) 生活排水（し尿・浄化槽汚泥）の処理方法及びその主体	23
(2) 一般廃棄物（浄化槽汚泥）収集運搬業・浄化槽清掃業の許可	24
(3) 市民等に対する広報・啓発活動	24
(4) 収集運搬計画	24
(5) 中間処理計画	25

1 総則

(1) 実施計画の目的

奈良市一般廃棄物処理基本計画及び奈良市生活排水処理基本計画を実施するため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第1条の3の規定に基づき、令和2年度における施策等をこの実施計画において定める。

(2) 実施計画の期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日

(3) 実施計画の区域

奈良市全域

2 一般廃棄物処理基本計画の進捗状況

(1) 一般廃棄物処理基本計画における数値目標

奈良市一般廃棄物処理基本計画（平成28年3月策定）で定める令和2年度（最終目標年度）の数値目標は次のとおり。

ごみ搬入量のピーク時（平成10年度）に比べて、平成32年度までに

- ごみ搬入量を約1/3減らします
- 焼却処理量を約1/3減らします
- 最終処分量を約1/2減らします
- 再生利用率を22%にします

(2) 進捗状況

	基準年度	直近年度		本計画 令和2年度 (推計値)	最終目標 令和2年度 (目標値)	
	平成10年度 (実績)	平成30年度 (実績)	平成31年度 (見込み)			
人口	365,911人	356,352人	355,300人	354,200人	350,000人	
ごみ搬入量	140,996t	89,475t	89,582t	87,977t	87,467t	
平成10年度比	100%	63%	64%	62%	62%	
1人1日当たり	1,055g	686g	689g	680g	684g	
ごみ搬入量内訳	家庭系ごみ	86,012t	55,784t	55,863t	54,680t	53,177t
	平成10年度比	100%	65%	65%	64%	62%
	1人1日当たり	644g	428g	430g	423g	416g
	事業系ごみ	54,984t	33,691t	33,718t	33,297t	34,290t
	平成10年度比	100%	61%	61%	61%	62%
	1人1日当たり	411g	258g	259g	258g	268g
焼却処理量	127,682t	83,977t	83,641t	82,750t	81,711t	
平成10年度比	100%	66%	66%	65%	64%	
1人1日当たり	956g	644g	643g	640g	639g	
最終処分量	31,475t	14,183t	14,698t	13,535t	15,275t	
平成10年度比	100%	45%	47%	43%	49%	
1人1日当たり	236g	109g	113g	105g	120g	
再生利用率	16%	20%	20%	21%	22%	

※平成30年度及び平成31年度の人口は、それぞれの年度末の推計値。その他は各年度末の人口。

※ごみ搬入量には、再生資源搬入量を含まない。

※再生利用率は、（市による直接資源化量＋中間処理後再生利用量＋集団資源回収量）／（市へのごみ搬入量（発生抑制後）及び再生資源搬入量＋集団資源回収量）。

・平成29年度実績においては、平成10年度と比較して、全体のごみ搬入量が36%（家庭系ごみが34%、事業系ごみが38%）、焼却量が33%、最終処分量が56%減少している。

・事業系ごみについては平成26年度から搬入事業者に対する監視態勢を強化したため、不適正な搬入が抑制され、大幅な減量に成功している。

・事業系ごみについては、最終目標である平成32年度の目標値が34,290 tであるが、平成29年度の実績値が34,143 tであり、目標を達成している。

3 一般廃棄物処理実施計画

(1) 一般廃棄物の処理方法及びその主体

ア 家庭から排出される一般廃棄物 ※注1

分別の区分及び該当物	収集運搬方法 ※注2	中間処理方法	最終処分方法
燃やせるごみ 生ごみ、再生できない紙くず、木くず、カセットテープ、ビデオテープ、汚れの落ちないプラスチック製容器包装等	週2回収 (直営・委託)	破碎可燃物もあわせて焼却し、焼却灰、ばいじん処理物、非鉄類に選別 (直営)	焼却灰は埋立 (直営) ばいじん処理物、非鉄類は埋立 (委託)
燃やせないごみ ガラス類、陶器類、金属類、プラスチック製品等	概ね月2回収 (直営・委託)	破碎後、破碎可燃物、破碎スクラップ、その他不燃物に選別し、破碎可燃物は焼却 (直営)	破碎スクラップは再生利用 (有価物として売却)
大型ごみ 450のごみ袋に入らない家電製品、家具、寝具等	電話等申込により収集 ※注3 (直営・委託)	電話等申込により収集 ※注3 (直営)	その他不燃物は埋立 (直営)
埋立ごみ 町内清掃等により排出される草木類、土砂類、不法投棄物等	自治会等からの申込により収集 (直営・委託)	草木類、土砂類、不法投棄物に選別 (委託)	草木類は専門処理業者で再生利用 (委託) 土砂類、不法投棄物は埋立 (直営)
有害ごみ 蛍光管・乾電池等の水銀含有物	大型ごみ収集の際に収集 (直営・委託)	専用容器に保管 (直営)	専門処理業者で再生利用 (委託)
プラスチック製容器包装 プラスチック製の容器及び包装 ※注4	週1回収 (直営・委託)	選別し、梱包 (委託)	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第21条に基づく指定法人(以下「指定法人」という。)から委託された再商品化事業者で再生利用
ガラスびん 無色・茶色・その他の色の飲料、食品等のガラス製容器 ※注4	概ね月1回収 (直営・委託)	選別し、保管 (直営)	
ペットボトル 飲料、しょうゆ等のペットボトル ※注4	概ね月1回収 (直営・委託)	選別し、圧縮 (委託)	(委託)
飲料用紙パック 飲料用の内側が白色で500ml以上の紙製容器 ※注4	又は	選別し、保管 (直営)	再生利用
空き缶 飲料、食品等のアルミ、スチール製容器 ※注4	公共施設で拠点回収	選別し、圧縮 (委託)	(有価物として売却)
発泡スチロール製食品トレイ 白色、有色の発泡スチロール製食品トレイ ※注4	公共施設で拠点回収	保管 (委託)	指定法人から委託された再商品化事業者で再生利用 (委託)
古紙類・古布類 新聞紙、雑誌、ダンボール、古着類			再生利用 (委託)
使用済小型家電 携帯電話、カメラ、映像用機器、音響機器、補助記憶装置、ゲーム機等	公共施設及び民間施設で拠点回収	選別し、保管 (委託)	専門処理業者で再生利用 (委託)
廃陶磁器類 リユースできない陶磁器製食器類	イベント回収	破碎処理 (委託)	専門処理業者で再生利用 (委託)

※注1 市民自ら処理する場合及び市民の意向で許可業者に依頼する場合を除く。

※注2 直営・委託の区別は、収集区域により定める。

※注3 1回の申込につき、6点まで排出可能で、申込んだ日の2か月後から再度、申し込める。

※注4 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第2条第2項に規定する特定容器に限る。

イ 事業活動に伴って排出される一般廃棄物 ※注

分別の区分及び該当物	収集運搬方法	中間処理方法	最終処分方法
燃やせるごみ 生ごみ、再生できない紙くず、木くず等	随時収集 (許可業者)		家庭から排出される一般廃棄物と同様に処理
燃やせないごみ 木製家具等			
生ごみ 市立学校、保育園給食等の残さ	随時収集 (直営)		し尿、浄化槽汚泥と混合して堆肥化し、再生利用 (直営)
公園ごみ 落ち葉、剪定枝等	随時収集 (委託)		家庭から排出される一般廃棄物と同様に処理

※注 事業者自ら処理する場合を除く。

ウ 動物の死体 ※注

該当物	収集運搬方法	中間処理方法	最終処分方法
動物の死体 飼犬、飼猫、野生動物等の死体	電話等申込により収集 (直営)		燃やせるごみと同様に処理

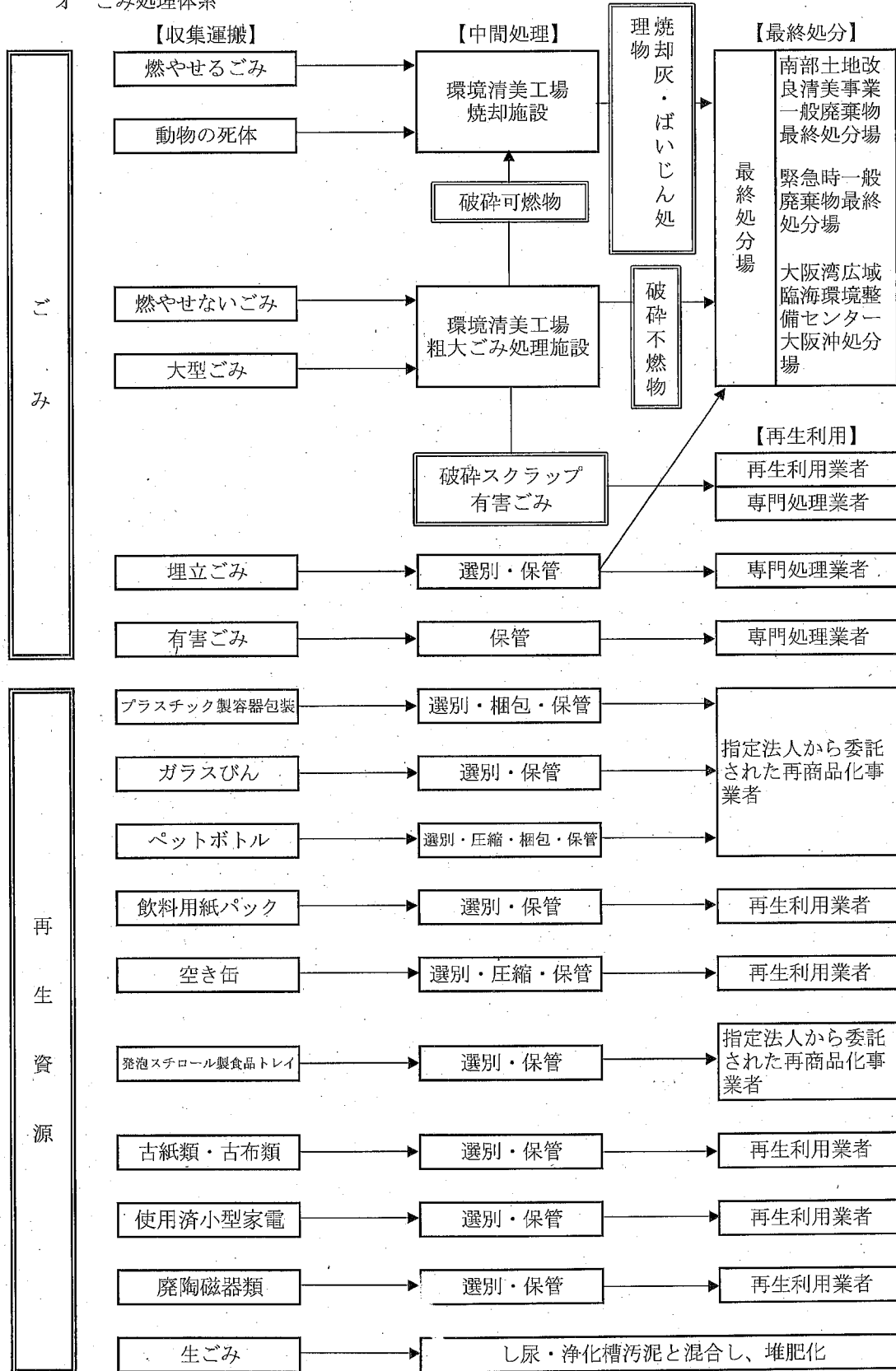
※注 排出者自ら処理する場合を除く。

エ 市が一般廃棄物とあわせて処理することができる産業廃棄物

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第11条第2項の規定に基づき、市が一般廃棄物とあわせて処理することができる産業廃棄物として、以下のものを指定する。

- 紙くず
- 木くず(パレット及び建設業からの木くずを除く)
- 繊維くず

オ ごみ処理体系



※注 中間処理の選別において生じた残さは、その性状に応じて、焼却、破碎、直接埋立の処理をする。

※注 使用済小型家電・廃陶磁器類については、ボックス回収・イベント回収したものに限る。

※注 生ごみは、市内の保育園・幼稚園・小学校から発生する給食の残さに限る。

(2) 一般廃棄物処理業・処理施設設置の許可

ア 許可指針

一般廃棄物処理業の許可については、平成21年4月1日に策定した一般廃棄物の処理業の許可指針に基づくものとする。また、一般廃棄物処理施設設置の許可は廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の2に基づくものとする。

イ 許可件数（令和2年3月1日現在）

(ア) 収集運搬業

処理する廃棄物の種類	件数
浄化槽汚泥、特別管理一般廃棄物を除く一般廃棄物	36
剪定枝木、草、木くず限定	3
剪定枝木、草限定	6
実験動物の死体限定	1
食品廃棄物限定	3

(イ) 処分業

処理する廃棄物の種類	件数
剪定枝木、草、木くず限定	3
剪定枝木、草限定	1
びん、空缶、ガラス、プラスチック、ペットボトル、紙、金属くず、繊維くず限定	1
木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築または除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず、工作物の新築、改築または除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物、廃プラスチック類限定	1
木くず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築または除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず、工作物の新築、改築または除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物、廃プラスチック類限定	2

(ロ) 処理施設

処理する廃棄物の種類	件数
プラスチック製容器包装及びその残さ（廃プラスチック、ガラスくず、紙くず、金属くず、動植物性残さ、焼却灰、木くず、ゴムくず等）	1

(3) ごみの発生抑制、再生利用及び適正処理に関する施策

区分	取組	具体的な内容
循環型社会の形成を促す情報交流・学習の推進等	インターネット、広報紙による情報発信	市ホームページ等のインターネットやSNSを活用し、ごみ処理の現状、ごみの減量、ごみの出し方等の情報を発信する。
	ごみ・再生資源の分け方と出し方 奈良市のごみ事典	ごみと再生資源の分け方と出し方を記載したパンフレット及び冊子を主に市外からの転入者に対し、配布する。
	ごみカレンダー	ごみ及び再生資源の収集日を示したカレンダーを全戸配布する。
	奈良市ごみ分別アプリ	ごみについて関心の低い若年層を主な対象として、ごみの適正排出の促進を図るため、スマートフォン向けアプリを配信する。
	ごみ減量キャラバン	ごみ減量に取り組んでいる市民団体が講師となり、組成分析等のデータを基にして、雑がみの判別、生ごみの水切り等の日常生活における工夫によるごみ減量を促進するための学習会を公民館での講座や、自治会を対象として実施する。
	環境学習の見直し	奈良市のごみ処理の状況及びごみ減量に関する新たな情報を提供し、環境教育の充実を図る。 また、市内小学校に呼び掛け、小学生向け「ごみ減量キャラバン」の活用を促す。
	家庭ごみ分別・減量説明会	市民からの要望に応じ、市民の用意する会場に職員・市民団体の講師が出向き、説明会を実施する。
	啓発用ビデオの貸し出し	ごみ減量を啓発する内容のビデオを見学会、学習会等で活用し、その他市民からの申し出により貸し出しをする。
	ごみ減量・リサイクル推進啓発作品の募集	ごみ問題に対する意識啓発を目的に、市内の小・中学校から啓発作品を募集し、優秀作品を表彰する。
ごみ減量・資源循環を進める社会システムづくり	家庭ごみ有料化実施の検討	他都市情報等の収集を行うとともに、有料化の方法や減免措置等を含めて、実施に向けた制度設計を行う。
	ごみ処理（搬入）手数料の見直し	環境清美工場へのごみ搬入手数料の改定を行った。 （令和元年10月実施）これを契機として事業所に対しごみの適正処理及び減量の取り組みを進めてもらう。
	リユース交換会	靴、かばん、ぬいぐるみ等を市民に持ち寄ってもらうリユース交換会をイベント等で実施する。
	学習用教材の制作	「もったいない」の心を持ち、自主的にごみ減量の行動を実践できる子ども達を育成するため、令和元年度、ごみに関する学習用教材を制作した。継続的に内容の見直しや新たな教材の制作を行い、教材の充実を図る。
	陶磁器製食器類リユース・リサイクル事業	ごみ減量及び資源の有効利用を目的とした陶磁器のリユース・リサイクル事業を奈良市内各所で実施する。
	食品ロス削減	「食品ロスの削減の推進に関する法律」の施行を受け、食品ロスの削減に必要な施策を実施する。 とりわけ、フードバンク活動について事業者や市民に広く周知するためのチラシを作成、配布し、活動の認知度を向上することで取扱い食品量を増加させ、廃棄量を減少させる。

区分	取組	具体的な内容
地域での資源循環の推進	ごみ分別用啓発ステッカー	再生資源が混じる等、分別が不適切なごみに対し、ステッカーを貼り、啓発を行う。
	再生資源分別収集	再生資源として、プラスチック製容器包装、ガラスびん、ペットボトル、飲料用紙パック、空き缶を収集する。
地域での資源循環の推進	公共施設等での再生資源の回収	市役所、公民館、人権文化センター、出張所、連絡所、生涯学習センターにおいて、ペットボトル、飲料用紙パック、空き缶、発泡スチロール製食品トレイ、家庭用インクカートリッジの拠点回収を実施する。
	古紙回収協力業者との提携	地域での雑がみ回収の促進に向け、市内で活動する古紙回収業者と協力関係を結び、集団資源回収の拡大を進める。
	古紙類・古布類の回収	自治会等による集団資源回収を促進するとともに環境清美センター内の資源回収作業所でも、市民・事業者持ち込み分を回収する。
	破砕スクラップ回収	破砕された不燃性のごみから鉄・アルミ等を選別し、再生利用業者に売却する。
	有害ごみ回収	回収した乾電池、蛍光灯等の有害ごみを専門処理業者に委託し、再生利用する。
	再生資源店頭回収小売店等の情報提供	再生資源の店頭回収を行っている小売店等の情報を集約し、市ホームページ等に掲載する。
	使用済小型家電リサイクル	使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（小型家電リサイクル法）に基づき、使用済小型家電の拠点回収を行い、リサイクルを実施する。
事業所での資源循環の推進	事業者向けごみ適正処理説明会	大規模事業者へ対し、廃棄物の減量及び適正処理等の説明会を年に1回、実施する。
	大規模事業所への指導	事業系一般廃棄物減量計画書及び廃棄物管理責任者を通じ、自主的にごみの減量が促進されるよう指導する。
	E-changes	民間事業者の模範となるように、市役所等の公共施設でごみ減量と分別排出を徹底する。
有機性廃棄物の資源循環の推進	草木類の再生利用	町内清掃により排出された草木類をチップ化し、再生利用する。また、生産されたチップはイベント等で市民に無償で配布する。また、更なる再生利用促進に向けた方法を検討する。
	汚泥発酵肥料（畑楽）の製作	衛生浄化センター汚泥再生処理施設のし尿処理工程で発生する汚泥を市立小学校、保育園給食等の生ごみと混合し、汚泥発酵肥料（畑楽）を製作する。製作した堆肥は市民に無償で配布する。
	生ごみ処理機器購入助成	家庭から発生する生ごみを自家処理することでごみ減量を進めるため、生ごみ堆肥化容器（コンポスト容器・EMばかし専用容器）、電気式生ごみ処理機及びダンボールコンポストの購入者に対し、助成を行う。
循環型社会に対応した収集作業の推進	ごみの収集区分の見直し	市民の要請や法制度の変更等により、必要があればごみの収集区分を見直す。
	一般廃棄物処理業者に対する許可基準及び許可指針の適用	収集・運搬について許可を受ける一般廃棄物処理業者数は市内で排出されるごみ量に対して適正であり、指導・監視の徹底を図るため、新規許可を見合わせる。

区分	取組	具体的な内容
不適正排出の防止	家庭で発生する排出禁止物の適正な排出先の確保	排出先を確保しにくい排出禁止物について、全国都市清掃会議等を通じ、国や産業界に適正な引き取りシステムの構築を要望する。
	搬入管理の強化	奈良市環境清美センター搬入管理要領に従い、センターの適正管理運営に努め、自走式コンベアごみ投入検査機を活用しごみ搬入車の積載物の展開検査を随時行うとともに、不適切なごみを搬入した許可業者に対し、指導等を行う。
	事業系ごみの出し方に関するルール徹底	奈良市内の事業所へ事業系ごみの適正排出に関する啓発を行い、処理に関するルールの徹底を図る。
	野外焼却や不法投棄等の防止	市民、事業者への啓発活動を充実し、野外焼却や不法投棄等の防止を図る。 また、不法投棄の重点監視地域を設定し、パトロールや監視センサーの設置等を行う。
既存施設における適正処理の推進	適正な運転管理の継続と運転データ等の公表	環境清美工場、最終処分場において、適正な運転管理を継続し、運転データ等を公表する。
循環型社会に対応した施設の整備	ごみ焼却施設の移転	県北部地域でのごみ処理広域化を視野に、建設候補地の地権者及び周辺住民の理解を得て、新クリーンセンターの建設計画を進めていく。
最終処分場の確保	最終処分量の削減による既存最終処分場の延命	ごみ減量及び中間処理により、最終処分量を削減し、既存最終処分場の延命を図るとともにフェニックス最終処分場への計画的な搬入を進め、市の最終処分場を効率的に活用する。
災害時の廃棄物処理	災害時等の廃棄物処理への対応	災害発生時等に迅速に対応することができるよう、災害廃棄物処理計画の見直しを行い、庁内体制を整備する。
ごみ減量・資源循環のための組織づくりと連携の強化	ごみ懇談会との協働	ごみ減量などを考え、行動するための市民団体であるごみ懇談会と協働し、ごみ減量キャラバン等を実施する。
	大学との連携	「奈良市と奈良大学との包括連携協力に関する協定」に基づき、令和元年度から同大学学生有志と「ごみ減量プロジェクト」を起ち上げ、若年層に向けたごみの分別徹底、ごみ減量についての啓発活動などを行っている。今後もこの活動を継続し、他大学へも拡大・発展させていく。
	ごみ減量・循環型社会形成を推進する地域組織の整備	地域におけるごみ減量の中心的役割を担う廃棄物減量等推進員制度の創設を図るため、調査・研究をする。
	ならクリーンフェスタの開催	市民、NPO等と協働し、市民参加型のイベントとして、10月頃に「ならクリーンフェスタ」を開催する。

(4) 収集運搬計画

ア 収集運搬する廃棄物の量

(令和2年度推計値)

種類		市収集 ※注	許可業者収集	直接搬入	合計
家庭系	燃やせるごみ	42,628 t	-	2,630 t	45,258 t
	燃やせないごみ	2,773 t	-	2,596 t	5,369 t
	大型ごみ	2,100 t	-	-	2,100 t
	埋立ごみ	1,928 t	-	-	1,928 t
	有害ごみ	25 t	-	-	25 t
	再生資源	6,126 t	-	522 t	6,648 t
	小計	55,580 t	-	5,748 t	61,328 t
事業系	燃やせるごみ	0 t	31,619 t	1,441 t	33,060 t
	燃やせないごみ	0 t	232 t	5 t	237 t
	生ごみ	143 t	-	-	143 t
	小計	143 t	31,851 t	1,446 t	33,440 t
合計		55,723 t	31,851 t	7,194 t	94,768 t
動物の死体		1,595 体	-	-	1,595 体

※注 市収集とは、市の直営又は市からの委託による収集

イ 収集運搬に係る施設 ※注

※注 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条に基づく一般廃棄物処理施設以外の施設も含む。

(ア) ごみ収集基地

名称	環境清美センター事務厚生棟
所在地	奈良市左京五丁目2番地
収集区域	委託収集区域を除く奈良市全域
処理する廃棄物の種類	燃やせるごみ、燃やせないごみ、大型ごみ、埋立ごみ、有害ごみ、プラスチック製容器包装、生ごみ（事業系）、動物の死体

(イ) 再生資源収集基地

名称	リサイクル推進課分室
所在地	奈良市大安寺西二丁目281番地
収集区域	委託収集区域を除く奈良市全域
処理する廃棄物の種類	ガラスびん、ペットボトル、飲料用紙パック、空き缶

(ウ) 委託業者収集基地

名称	株式会社奈良市清美公社
所在地	奈良市大安寺西三丁目10番21号
収集区域	市長が別に定める区域
処理する廃棄物の種類	燃やせるごみ、燃やせないごみ、大型ごみ、有害ごみ、プラスチック製容器包装、ガラスびん、ペットボトル、飲料用紙パック、空き缶

名 称	武田環境・大和清掃家庭系ごみ収集運搬業務共同企業体
所 在 地	奈良市八条三丁目737番地の1
収 集 区 域	市長が別に定める区域
処理する廃棄物の種類	燃やせるごみ、燃やせないごみ、プラスチック製容器包装

ウ 家庭から排出される一般廃棄物の収集方法

下記のとおり、家庭から排出される一般廃棄物を収集する。

また、収集する日時については市長が別に定める。

なお、ステーション収集を行う種類のごみで、ステーション収集未実施の地区に対しては、ステーション収集の推進を図る。また、小規模ステーションの統合を図る。

種類	収集方式	排出方法
燃やせるごみ	原則ステーション収集とする。	450以下の透明又は半透明の袋に入れ、排出する。
燃やせないごみ		
大型ごみ	戸別収集とする。	450以下の透明又は半透明の袋に入れ、排出し、袋での排出が適さないものは、市長の指示に従い、排出する。また、いずれの場合も、排出物に「不用品」と「排出者の氏名」を記入した紙を貼る。
埋立ごみ	自治会等の申込者の指定する集積場からの収集とする。	排出物の性状に合わせ、市長の指示に従い、排出する。
有害ごみ	戸別収集とする。	450以下の透明又は半透明の袋に入れ、排出し、袋での排出が適さないものは、市長の指示に従い、排出する。また、いずれの場合も、排出物に「有害ごみ」と「排出者の氏名」を記入した紙を貼る。
プラスチック製容器包装	原則ステーション収集とする。	洗浄し、450以下の透明又は半透明の袋に入れ、二重袋にせずに排出する。
ガラスびん	ステーション収集とする。	洗浄し、無色・茶色・その他の色に分別し、市が配布するコンテナに入れ、排出する。
ペットボトル	ステーション収集、又は拠点回収とする。	洗浄し、市が配布する網袋に入れ、排出する。又は拠点に設置された回収箱に排出する。
飲料用紙パック	ステーション収集、又は拠点回収とする。	洗浄し、市が配布するコンテナに入れ、排出する。又は拠点に設置された回収箱に排出する。
空き缶	ステーション収集、又は拠点回収とする。	洗浄し、市が配布する網袋に入れ、排出する。又は拠点に設置された回収箱に排出する。
発泡スチロール製食品トレイ	拠点回収とする。	洗浄し、拠点に設置された回収箱に排出する。
古紙類・古布類	拠点回収（環境清美センター内資源回収場）とする。	拠点に設置された回収場所に排出する。
使用済小型家電	拠点回収とする。	拠点に設置された回収ボックスに排出する。
廃陶磁器類	イベント回収とする。	イベント等において排出する。

エ 事業活動に伴って排出される一般廃棄物の収集方法

種類	収集方式	排出方法
燃やせるごみ	排出者と許可業者との契約による。	透明又は半透明の袋に入れ、排出し、袋での排出が適さないものは、市長の指示に従い、排出する。
燃やせないごみ		
生ごみ ※注	個別に収集する。	市長の指示に従い、排出する。
公園ごみ		

※注 生ごみは、市内の保育園・幼稚園・小学校から発生する給食の残さに限る。

オ 市が収集しない一般廃棄物の処理方法

区分	品目の例示	処理方法
一時多量ごみ	引越し、死去等により、一時的に多量に発生するごみ	市の施設へ直接搬入するか、一般廃棄物収集運搬業許可業者に収集を依頼する。
特定家庭用機器再商品化法第2条第5項に定める特定家庭用機器廃棄物	①ユニット形エアコンディショナー ②テレビジョン受信機のうち、ブラウン管式、液晶式及びプラズマ式のもの ③電気冷蔵庫及び電気冷凍庫 ④電気洗濯機及び衣類乾燥機	購入した小売店がわかる場合、又は買い換えの場合は、販売した小売業者に引き取り義務があるため、そこに引取りを依頼する。それ以外の義務外品は、自ら指定引き取り場所又は環境清美センター廃棄物対策課へ搬入するか、家電引き取り協力店に引取りを依頼し資源化を図る。
奈良市環境清美センター搬入管理要領別表第1に規定する搬入禁止物	①有害な物 薬品、農薬、劇薬、ニカド・リチウム・ボタン電池等 ②危険性のある物 自動車用バッテリー、消火器、LPガスボンベ、ドラム缶等 ③引火性のある物 ガソリン、灯油、プロパンガス等 ④特別管理一般廃棄物に指定されている物 PCB含有物、感染性廃棄物等 ⑤その他、処理を著しく困難にし、又は廃棄物の処理施設の機能に支障が生ずる物 農業用機械、大型温水器、コンクリート、ピアノ、バイク（オートバイ）、タイヤ、タイヤホイール、スプリング入りマットレス等 ⑥設置又は撤去の際に専門業者の資格や技術が必要な物 流し台、ビルトインコンロ、洗面化粧台、便器、浴槽、風呂釜、給湯器、扉、瓦、門扉、フェンス等 ⑦資源の有効な利用の促進に関する法律に規定する指定再資源化製品 パソコン等	排出者自ら処理する。または、販売店・メーカー・処理業者に引取、資源化を依頼する。
奈良市環境清美センター搬入管理要領別表第2に規定する搬入条件を満たさないもの		搬入条件を満たして排出する。

(5) 中間処理・再生利用計画

ア 再生利用量 ※注

種類		再生利用量
再生資源搬入	プラスチック製容器包装	3,280 t
	ガラスびん	1,699 t
	ペットボトル	449 t
	飲料用紙パック	70 t
	空き缶	465 t
	発泡スチロール製食品トレイ	1 t
	古紙類・古布類	788 t
	使用済小型家電	11 t
	廃陶磁器類	26 t
	生ごみ	143 t
	小計	6,932 t
破砕スクラップ回収		1,170 t
有害ごみ回収		25 t
草木（剪定・枝木）チップ化等再生利用		1,000 t
集団資源回収		14,350 t
合計		23,477 t

※注 市内で発生する廃棄物の再生利用として、上記の他に各家庭での生ごみ堆肥化容器及び処理機によるもの、古紙類・古布類の民間拠点回収、販売店による店頭回収、その他事業所による自主的な再生利用等があるが、これらの数値は含めていない。

イ 中間処理・再生利用に係る施設 ※注

次に掲げる処理施設において、それぞれに定める廃棄物を処理する。

※注 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条に基づき一般廃棄物処理施設以外の施設も含む。

(7) 直営のごみ処理施設

a 焼却処理施設

名 称	環境清美センターごみ焼却施設	
所 在 地	奈良市左京五丁目2番地	
処 理 方 法	全連続燃焼式	
処 理 能 力	480t/24h (120t/24h×4基)	
操 業 形 態	直営	
処理する廃棄物の種類	燃やせるごみ(再生資源選別残さを含む)、破碎可燃物、動物の死体	
処 理 量	燃やせるごみ	78,318 t
	破碎可燃物	4,432 t
	合計	82,750 t
	動物の死体	1,595 体
残 さ 量	焼却灰	6,303 t
	ばいじん処理物	2,000 t
	焼却灰(非鉄)	2,200 t
	合計	10,503 t
処 分 先	焼却灰：南部土地改良清美事業(第二工区)一般廃棄物最終処分場 ばいじん処理物：大阪湾広域臨海環境整備センター大阪沖処分場 焼却灰(非鉄)：大阪湾広域臨海環境整備センター大阪沖処分場	

b 破砕処理施設

名 称	環境清美センター粗大ごみ処理施設	
所 在 地	奈良市左京五丁目2番地	
処 理 方 法	横軸スイングハンマー式	
処 理 能 力	100 t / 5h	
操 業 形 態	直営	
処理する廃棄物の種類	燃やせないごみ（再生資源選別残さを含む）、大型ごみ、有害ごみ ※注	
処 理 量 ※ 注	燃やせないごみ	5,606 t
	大型ごみ	2,100 t
	有害ごみ	25 t
	合計	7,731 t
残 さ 量	破砕可燃物	4,432 t
	破砕不燃物	2,104 t
	破砕スクラップ	1,170 t
	有害ごみ	25 t
	合計	7,731 t
処 分 先	破砕可燃物：環境清美センターごみ焼却施設 破砕不燃物：南部土地改良清美事業一般廃棄物最終処分場 破砕スクラップ：再生利用業者 有害ごみ：専門処理業者	

※注 破砕ごみ処理施設内で有害ごみの保管を行っている。

(イ) 直営または委託先の再生利用施設

a 草木類選別施設

名 称	草木類選別施設	
所 在 地	奈良市奈良阪町2683番地	
処 理 方 法	選別	
操 業 形 態	委託	
処理する廃棄物の種類	埋立ごみ	
処 理 量 ※ 注	1,000 t	
処 分 先	草木類：草木（剪定・枝木）資源化施設 土砂類：緊急時一般廃棄物最終処分場	

※注 選別過程で生じる残さ量は個別に計量していないため、計画量に含めない。

b 草木（剪定・枝木）資源化施設

名 称	奈良県コンポスト園事業協同組合	
所 在 地	奈良市大柳生町2705-2、奈良市横井六丁目621-3、奈良市山町1009-1・1010-1・1011-1、奈良市南庄町136、奈良鹿野園町131	
処 理 方 法	チップ化等再生利用	
操 業 形 態	委託	
処理する廃棄物の種類	草木（剪定・枝木）	
処 理 量	1,000 t	

c 有害ごみ資源化施設

名 称	野村興産株式会社	
所 在 地	北海道北見市留辺蘂町富士見217-1	
処 理 方 法	焙焼処理・水銀回収等再生利用	
操 業 形 態	委託	
処理する廃棄物の種類	乾電池・蛍光灯等	
処 理 量	25 t	

d プラスチック製容器包装中間処理施設

名 称	プラスチック製容器包装中間処理施設	
所 在 地	奈良市西九条町五丁目4-3及び4-13地内	
処 理 方 法	選別及び梱包	
操 業 形 態	委託	
処理する廃棄物の種類	プラスチック製容器包装及びその選別残さ	
処 理 量	プラスチック製容器包装	3,280 t
	選別残さ	820 t
	合計	4,100 t
処 分 先	プラスチック製容器包装：指定法人の定める再商品化事業者施設 選別残さ：環境清美センターごみ焼却施設	

e ガラスびん保管施設

名 称	ガラスびん保管施設	
所 在 地	奈良市大安寺西二丁目281番地	
処 理 方 法	選別及び屋外保管	
面 積	48 m ²	
操 業 形 態	直営	
処理する廃棄物の種類	ガラスびん及びその残さ	
処 理 量 ※ 注	ガラスびん (無色)	855 t
	ガラスびん (茶色)	431 t
	ガラスびん (その他の色)	413 t
	合計	1,699 t
処 分 先	ガラスびん：指定法人の定める再商品化事業者施設 可燃物残さ：環境清美センターごみ焼却施設 不燃物残さ：環境清美センター粗大ごみ処理施設	

※注 選別過程で生じる残さ量は個別に計量していないため、計画量に含めない。

f ペットボトル資源化施設

名 称	ペットボトル圧縮梱包作業所
所 在 地	奈良市大安寺西二丁目281番地
処 理 方 法	選別、圧縮及び梱包
処 理 能 力	0.7t/h (0.3t/h×1基、0.4t/h×1基)
操 業 形 態	委託
処理する廃棄物の種類	ペットボトル及びその残さ
処 理 量 ※注	449 t
処 分 先	ペットボトル：ペットボトル保管施設 可燃物残さ：環境清美センターごみ焼却施設 不燃物残さ：環境清美センター粗大ごみ処理施設

※注 選別過程で生じる残さ量は個別に計量していないため、計画量に含めない。

g ペットボトル保管施設

名 称	ペットボトル保管施設
所 在 地	奈良市大安寺西二丁目281番地
処 理 方 法	屋外保管
面 積	710 m ²
操 業 形 態	委託
処理する廃棄物の種類	ペットボトル
処 理 量	449 t
処 分 先	指定法人の定める再商品化事業者施設

h 飲料用紙パック保管施設

名 称	飲料用紙パック保管施設
所 在 地	奈良市大安寺西二丁目281番地
処 理 方 法	選別及び屋外保管
面 積	22 m ²
操 業 形 態	直営
処理する廃棄物の種類	飲料用紙パック及びその残さ
処 理 量 ※注	70 t
処 分 先	飲料用紙パック：再生利用業者 可燃物残さ：環境清美センターごみ焼却施設 不燃物残さ：環境清美センター粗大ごみ処理施設

※注 選別過程で生じる残さ量は個別に計量していないため、計画量に含めない。

i 空き缶資源化施設

名 称	空き缶選別作業所	
所 在 地	奈良市大安寺西二丁目281番地	
処 理 方 法	機械選別及び圧縮	
処 理 能 力	1.33t/h (0.63t/h、0.7t/h)	
操 業 形 態	委託	
処理する廃棄物の種類	空き缶及びその残さ	
処 理 量 ※注	アルミ缶	215 t
	スチール缶	250 t
	合計	465 t
処 分 先	空き缶：空き缶保管施設 可燃物残さ：環境清美センターごみ焼却施設 不燃物残さ：環境清美センター粗大ごみ処理施設	

※注 選別過程で生じる残さ量は個別に計量していないため、計画量に含めない。

j 空き缶保管施設

名 称	空き缶保管施設	
所 在 地	奈良市大安寺西二丁目281番地	
処 理 方 法	屋外保管	
面 積	460 m ²	
操 業 形 態	委託	
処理する廃棄物の種類	空き缶	
処 理 量	アルミ缶	215 t
	スチール缶	250 t
	合計	465 t
処 分 先	再生利用業者	

k 発泡スチロール製食品トレイ保管施設

名 称	発泡スチロール製食品トレイ保管施設	
所 在 地	奈良市大安寺西二丁目281番地	
処 理 方 法	選別及び屋内保管	
面 積	50 m ²	
操 業 形 態	委託	
処理する廃棄物の種類	発泡スチロール製食品トレイ及びその残さ	
処 理 量 ※注	1 t	
処 分 先	白色発泡スチロール製食品トレイ：指定法人の定める再商品化事業者施設 有色発泡スチロール製食品トレイ：プラスチック製容器包装中間処理施設 可燃物残さ：環境清美センターごみ焼却施設	

※注 選別過程で生じる残さ量は個別に計量していないため、計画量に含めない。

l 古紙類・古布類保管施設

名 称	古紙類・古布類保管施設	
所 在 地	奈良市左京五丁目2番地	
処 理 方 法	屋外保管	
面 積	50 m ²	
操 業 形 態	委託	
処理する廃棄物の種類	新聞、雑誌、ダンボール、古布類	
処 理 量	新聞	113 t
	雑誌	275 t
	ダンボール	258 t
	古布類	142 t
	合計	788 t
処 分 先	再生利用業者	

m 使用済小型家電資源化施設

名 称	大栄環境株式会社三木リサイクルセンター	
所 在 地	兵庫県三木市口吉川町吉祥寺谷132番地8	
処 理 方 法	選別・保管後、再生利用	
操 業 形 態	委託	
処理する廃棄物の種類	携帯電話、カメラ、映像用機器、音響機器、補助記憶装置、ゲーム機等	
処 理 量	11 t	

n 廃陶磁器類資源化施設

名 称	藤野興業株式会社資源リサイクルセンター森屋工場	
所 在 地	大阪府南河内郡千早赤阪村大字森屋 630-1	
処 理 方 法	破碎処理後、再生利用	
操 業 形 態	委託	
処理する廃棄物の種類	廃陶磁器製食器類	
処 理 量	26 t	

(ウ) 処分業許可業者の施設

名称	所在地	処理する廃棄物の種類	処理能力
(株) オギタ	奈良市大柳生町2705-2	剪定枝木、草、木くず	2t/24h
石庭園グリーンサービス	奈良市横井六丁目621-3	剪定枝木、草	2.7t/24h
リプロ/ヨシダ	奈良市山町1009-1・1010-1・1011-1	剪定枝木、草、木くず	2.52t/24h
奈良市エコロジー事業(協)	奈良市北之庄町23-2	びん、空缶、ガラス、プラスチック、ペットボトル、紙、金属くず、木くず、繊維くず	4.8t/24h
(有) 丸進商会	奈良市北之庄西町一丁目5-2	木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築または除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず、工作物の新築、改築または除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物、廃プラスチック類	2.58t/24h
(有) 日出産業	奈良市北之庄西町二丁目6-6	木くず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築または除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず、工作物の新築、改築または除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物、廃プラスチック類	34.19t/24h
(株) I・T・O	奈良市南庄町136	木くず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築または除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず、工作物の新築、改築または除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物、廃プラスチック類	60t/24h
E・G・C	奈良市鹿野園町131	剪定枝木、草、木くず	4.5t/24h

(6) 最終処分計画

次に掲げる処理施設において、それぞれに定める廃棄物を最終処分する。

ア 南部土地改良清美事業一般廃棄物最終処分場(第二工区)

所在地	奈良市米谷町1857番地 他	
敷地面積	82,920m ²	
埋立面積	58,100m ²	
埋立容量	747,900m ³	
操業形態	直営	
埋立対象物	焼却灰、破碎不燃物	
処分量	焼却灰	6,303 t
	破碎不燃物	2,104 t
	合計	8,407 t

イ 緊急時一般廃棄物最終処分場

所在地	奈良市奈良阪町1325番地 他	
敷地面積	46,611m ²	
埋立面積	27,400m ²	
埋立容量	264,403m ³	
操業形態	直営	
埋立対象物	土砂類、不法投棄物	
処分量	928 t	

ウ 大阪湾広域臨海環境整備センター大阪沖処分場

所在地	大阪市此花区北港緑地地先	
処分場面積	95ha	
埋立容量	13,975,000m ³	
埋立対象物	ばいじん処理物、焼却灰(非鉄)	
処分量	ばいじん処理物	2,000 t
	焼却灰(非鉄)	2,200 t
	合計	4,200 t
埋立計画	埋立対象物は委託により大阪湾広域臨海環境整備センター堺基地に搬入された後、同センターにより埋立処分される。	

4 生活排水（し尿・浄化槽汚泥）処理実施計画

(1) 生活排水（し尿・浄化槽汚泥）の処理方法及びその主体

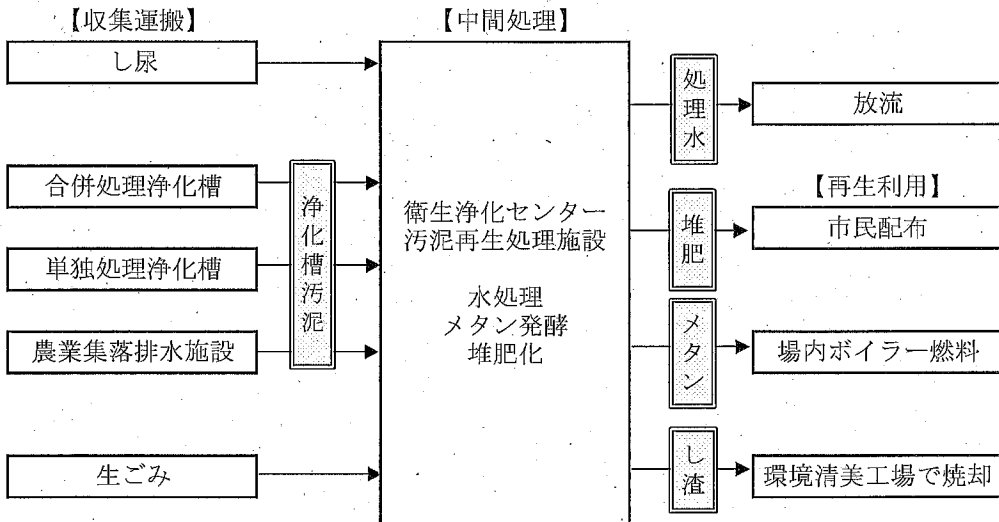
※都祁・月ヶ瀬地域は、奈良市と山添村により構成される一部事務組合である山辺環境衛生組合が処理主体となる。

ア 処理方法及びその主体

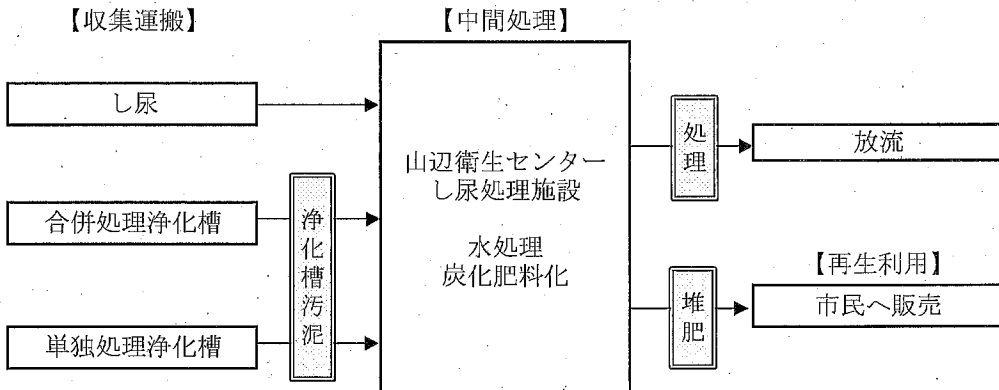
該当物	収集運搬方法	中間処理方法	最終処分方法
し尿	概ね月1回収集 (委託)	○月ヶ瀬・都祁を除く地域	○月ヶ瀬・都祁を除く地域
浄化槽汚泥	浄化槽清掃業許可業者が清掃にあわせて収集 (許可業者)	し尿・浄化槽汚泥は膜分離高負荷脱窒素処理方式で処理 (直営) ○月ヶ瀬・都祁地域 高負荷脱窒素処理方式 (直営)	汚泥は、生ごみと混合し、堆肥として再生利用 (直営) ○月ヶ瀬・都祁地域 汚泥は炭化肥料化し、再生利用 (直営)

イ 処理体系

【奈良市衛生浄化センター】



【山辺衛生センター】



(2) 一般廃棄物（浄化槽汚泥）収集運搬業・浄化槽清掃業の許可

許可件数（令和2年3月1日現在）

種類	件数
収集運搬業	1
収集運搬業（月ヶ瀬・都祁を除く地域限定）	4
浄化槽清掃業	1
浄化槽清掃業（月ヶ瀬・都祁を除く地域限定）	4

(3) 市民等に対する広報・啓発活動

浄化槽清掃業許可業者を市ホームページに掲載し、浄化槽の清掃等について市民・事業者に啓発する。

(4) 収集運搬計画

ア 収集運搬する廃棄物の量（都祁・月ヶ瀬地域除く）

種類	平成30年度(実績値)		令和2年度(推計値)	
	市収集	許可業者収集	市収集	許可業者収集
し尿	3,485 kℓ	0 kℓ	3,351 kℓ	0 kℓ
浄化槽汚泥	0 kℓ	12,655 kℓ	0 kℓ	12,682 kℓ
計	3,485 kℓ	12,655 kℓ	3,351 kℓ	12,682 kℓ
合計	16,140 kℓ		16,033 kℓ	

イ 収集運搬する廃棄物の量（都祁・月ヶ瀬地域）

種類	平成30年度(実績値)		令和2年度(推計値)	
	組合収集	許可業者収集	組合収集	許可業者収集
し尿	563 kℓ	0 kℓ	550 kℓ	0 kℓ
浄化槽汚泥	0 kℓ	4,441 kℓ	0 kℓ	4,500 kℓ
計	563 kℓ	4,441 kℓ	550 kℓ	4,500 kℓ
合計	5,004 kℓ		5,050 kℓ	

(5) 中間処理計画

衛生浄化センター汚泥再生処理施設

所在地	奈良市大安寺西二丁目281番地	
処理方法	膜分離高負荷脱窒素処理方式により水処理し、汚泥は生ごみと混合して、メタン発酵・堆肥化を行う。 また、残さは環境清美工場で焼却する。	
処理能力	し尿、浄化槽汚泥	90kℓ/24h
	生ごみ	3.4t/24h
操業形態	直営（ただし、運転管理は委託）	
処理する廃棄物の種類	し尿、浄化槽汚泥、生ごみ	
処理量	し尿	3,351 kℓ
	浄化槽汚泥	12,682 kℓ
	合計	16,033 kℓ
	生ごみ	143 t
残さ量	13 t	
堆肥化量	160 t	
残さ処分先	環境清美工場焼却処理施設	

山辺環境衛生組合 山辺衛生センター

所在地	山辺郡山添村大字遅瀬2384番地	
処理方法	高負荷脱窒素処理方式により水処理し、汚泥は炭化処理し肥料化を行う。	
処理能力	し尿、浄化槽汚泥	20kℓ/24h
操業形態	一部事務組合	
処理する廃棄物の種類	し尿、浄化槽汚泥	
処理量	し尿	550 kℓ
	浄化槽汚泥	4,500 kℓ
	合計	5,050 kℓ
堆肥化量	(山添村で発生 of 汚泥由来分を含む) 17 t	

※処理残渣は発生せず、汚泥はすべて炭化肥料となる。

奈良市告示第 193号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により、次のとおり徴収の事務を委託したので、同条第 2 項の規定により告示します。

令和 2 年 4 月 1 日

奈良市長 仲川 元庸

1 受託者・徴収事務

受託者	徴収事務
奈良市大安寺三丁目 10 番 21 号 株式会社 奈良市清美公社 代表取締役 葛原 克巳	し尿の収集運搬に係る一般廃棄物処理 手数料 (月ヶ瀬・都祁を除く地域に限る)

2 委託の期間

令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで

奈良市告示第194号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定により、次のとおり包括外部監査契約を締結したので、同条第5項の規定により告示する。

令和2年4月1日

奈良市長 仲川 元 庸

1 包括外部監査契約の期間の始期

令和2年4月1日

2 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法

契約で定める基本費用の額並びに契約に定めるところにより算定した執務費用及び実費の額の合算した金額とする。

3 包括外部監査契約の相手方の氏名及び住所

氏名 福竹 徹

住所 滋賀県草津市渋川1丁目2番26-2407号

4 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法

契約の定めるところによる。

奈良市告示第 195 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により、次のとおり徴収の事務を委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 2 年 4 月 1 日

奈良市長 仲川 元庸

1 受託者・徴収事務

受託者	徴収事務
奈良市三条本町 13 番 1 号 一般財団法人奈良市総合財団 理事長 西谷 忠雄	奈良市杉岡華邨書道美術館観覧料
	入江泰吉記念奈良市写真美術館観覧料
	入江泰吉記念奈良市写真美術館施設使用料
	入江泰吉記念奈良市写真美術館駐車場使用料
入江泰吉記念奈良市写真美術館収蔵写真著作権賃貸料	
奈良市高畑町 1096 株式会社奈良ホテル 代表取締役 森本 昌弘	名勝大乘院庭園文化館施設使用料

2 委託の期間

委託の期間	徴収事務
令和 2 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで	入江泰吉記念奈良市写真美術館観覧料
	入江泰吉記念奈良市写真美術館施設使用料
	入江泰吉記念奈良市写真美術館駐車場使用料
	入江泰吉記念奈良市写真美術館収蔵写真著作権賃貸料
令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで	奈良市杉岡華邨書道美術館観覧料
	名勝大乘院庭園文化館施設使用料

奈良市告示第196号

令和2年3月31日付で専決処分した次に掲げる予算の要領を地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により別紙のとおり公表します。

令和2年4月1日

奈良市長 仲川 元庸

- 1 令和元年度奈良市一般会計補正予算（第8号）
- 2 令和元年度奈良市土地区画整理事業特別会計補正予算（第4号）

令和元年度奈良市一般会計 補正予算（第8号）

令和元年度奈良市の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費の補正）

第1条 繰越明許費の変更は、「第1表 繰越明許費補正」による。

第1表 繰越明許費補正

1. 変更分

款	項	事業名	金額	
			補正前	補正後
3. 民生費	1. 社会福祉費	高齢者福祉施設整備事業	26,780 千円	31,370 千円

令和元年度奈良市土地区画整理事業
特別会計補正予算（第4号）

令和元年度奈良市の土地区画整理事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費の補正）

第1条 繰越明許費の変更は、「第1表 繰越明許費補正」による。

第1表 繰越明許費補正

1. 変更分

款	項	事業名	金額	
			補正前	補正後
1. 西大寺駅南地区土地画整理事業費	1. 西大寺駅南地区土地画整理事業費	西大寺駅南地区土地画整理事業	千円 1,153,100	千円 1,580,600

奈良市告示第 197 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により、次のとおり徴収の事務を委託したので、同条第 2 項の規定により告示します。

令和 2 年 4 月 / 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 受託者・徴収事務

受 託 者	徴 収 事 務
奈良市二条町二丁目 9 番 2 号 一般社団法人 奈良市歯科医師会 会長 細田 博之	休日歯科応急診療所使用料

2 委託の期間

委託の期間	徴 収 事 務
令和 2 年 4 月 1 日から 令和 3 年 3 月 31 日まで	休日歯科応急診療所使用料

奈良市告示第198号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により公告します。

令和2年4月1日

奈良市長 仲川 元庸

申請者住所	奈良市六条町113番4
申請者氏名	株式会社 栗実住宅 代表取締役 國原 正記
道路の位置	奈良市中山町1240番の一部
道路の幅員	最大4.00m 最小4.00m
道路の延長	38.99m
指定年月日	令和2年4月1日
指定番号	第R0115号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条の規定による予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条及び第5条の規定により、次のとおり公告する。

令和2年4月1日

奈良市長 仲川元庸

1 予防接種の種類、予防接種の対象者の範囲並びに予防接種を行う期間及び場所

予防接種の種類	予防接種の対象者の範囲	予防接種を行う期間	予防接種を行う場所
ジフテリア・百日せき・ポリオ・破傷風（4種混合）	生後3か月から生後90か月に至るまでの間にある者	令和2年4月10日から令和3年3月31日まで	別紙1のとおり
ジフテリア・破傷風（二種混合）	11歳以上13歳未満の者	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで	
麻しん・風しん（MR）、麻しんまたは風しん	1 生後12か月から生後24か月に至るまでの間にある者	令和2年4月10日から令和3年3月31日まで	
	2 5歳以上7歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にある者		
	3 昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までに生まれた男性	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで	厚生労働省ホームページによる
日本脳炎	1 生後6か月から生後90か月に至るまでの間にある者	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで	別紙1のとおり
	2 9歳以上13歳未満の者 <特例> ・平成7年4月2日以降に生まれた7歳6か月以上20歳未満の者		

	<ul style="list-style-type: none"> 平成19年4月2日から平成21年10月1日までの間に生まれた者で平成22年3月31日までに第1期の予防接種が終了していない者で9歳以上13歳未満にある者 		
結核（BCG）	1歳に至るまでの間にある者	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで	
ヒブ感染症	生後2か月から生後60か月に至るまでの間にある者	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで	
小児肺炎球菌感染症	生後2か月から生後60か月に至るまでの間にある者	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで	
ヒトパピローマウイルス感染症	12歳となる日の属する年度の初日から16歳となる日の属する年度の末日までの間にある女子	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで	
水痘	生後12か月から生後36か月に至るまでの間にある者	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで	
B型肝炎	1歳に至るまでの間にある者	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで	
成人用肺炎球菌感染症	65歳の者及び60歳以上65歳未満の者であつて心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能の障害を有するものとして厚生労働省令で定める者	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで	別紙2のとおり

2 接種不適當者

- (1) 明らかな発熱（37.5℃以上）を呈している者
- (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- (3) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によって、アナフィラキシー（即時型アレルギーのなかで最も迅速な過敏反応）を呈したことが明らかな者
- (4) 麻しん及び風しんの予防接種の対象者にあつては、妊娠していることが明らかな者
- (5) 風しん予防接種の対象者3にあつては、当該予防接種に相当する予防接種を受けたことのある者

る者で当該予防接種を行う必要がないと認められるもの及び風しんに係る抗体検査を受けた結果、十分な量の風しんの抗体があることが判明し、定期の予防接種を行う必要がないと認められる者

(6) BCG接種の対象者にあつては、結核その他の疾病の予防接種、外傷等によるケロイドの認められる者

(7) B型肝炎に係る予防接種の対象者にあつては、HBs抗原陽性の者の胎内または産道においてB型肝炎ウイルスに感染したおそれのある者であつて、抗HBs人免疫グロブリンの投与に併せて組換え沈降B型肝炎ワクチンの投与を受けたことのある者

(8) 肺炎球菌感染症（高齢者がかかるものに限る。）に係る予防接種の対象者にあつては、当該疾病にかかる法第5条第1項の規定による予防接種を受けたことのある者

(9) 前各号に掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

3 接種要注意者

(1) 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患、発育障害等の基礎疾患を有する者

(2) 予防接種で接種後2日以内に発熱のみられた者及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある者

(3) 接種しようとする接種液の成分に対してアレルギーを呈するおそれのある者

(4) 過去にけいれんの既往のある者

(5) 過去に免疫不全の診断がなされている者及び近親者に先天性免疫不全症の者がいる者

(6) BCGについては、過去に結核患者との長期の接触がある者その他の結核感染の疑いのある者

4 料金

(1) 成人用23価肺炎球菌感染症予防接種については、自己負担金3,000円

(2) それ以外の予防接種については、無料

(3) 接種当日に、奈良市に住民登録がない者や予防接種の対象者の範囲に含まれない者は有料（全額負担）

5 長期療養者

長期にわたり療養を必要とする疾病で、厚生労働省令で定めるものにかかったこと、その他の厚生労働省令で定める特別の事情があることにより当該特定疾病に係る予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項に規定する予防接種を受けることができなくなつたと認められる者については、当該特別の事情がなくなつた日から起算して2年、成人用肺炎球菌感染症については1年を経過する日までの間（厚生労働省令で定める特定疾病にあつては、厚生労働省令で定める年齢に達するまでの間にある場合に限る。）、当該特定疾病に係る同項の政令で定める者とする。こと。（令第1条の3第2項関係）

6 その他

不明な点については、健康医療部健康増進課に問い合わせること。

鈴木 秀夫	鈴木内科クリニック	西大寺本町5-8	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
須基 浩昌	須基内科医院	南京終町一丁目109-1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
染川 智	そめかわクリニック 内科・循環器内科	中山町西四丁目456-1 T.S.ビル201	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
高井 一郎	高井レディース クリニック	油阪町1-66										○		
高橋 淳人	たかはし耳鼻咽 喉科	大安寺町515-2										○		
高濱 靖	高浜医院	千代ヶ丘二丁目1-31		○		○	○		○	○	○	○		
高山 辰男	高山クリニック	柏木町190-5										○		
田北 秀夫	田北クリニック	佐紀町2ならファミ リー別館3号館2・3F	○	○	○	○	○	○					○	○
竹谷 直喜	竹谷内科医院	富雄元町二丁目1-19 奥川ビル2F		○			○						○	
竹村 猛雄	竹村内科医院	椿井町33	○	○	○	○	○	○				○	○	○
辰巳 勝彦	辰巳内科医院	六条一丁目3-39	○	○	○	○	○	○		○	○		○	
田中 輝房	田中小児科医院	右京四丁目14-14	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
谷掛 駿介	谷掛整形外科診 療所	神殿町644-1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
西 智奈美	田村医院	四条大路一丁目7-19	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
園部 千絵	ちえクリニック	学園北一丁目14-13 メディカル学園前3F	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○
柳生 彰子	辻野医院	学園朝日町2-15-2										○		
辻本 達寛	つじもとクリ ニック	学園北二丁目1-5ローレルコー ト学園前レジデンス施設棟1F	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○
鶴原 敬三	つるはら耳鼻科	神殿町694-1								○	○			
音川 公治	帝塚山クリニッ ク	帝塚山一丁目1-33-101 ツインコート帝塚山1F		○		○	○					○		
寺崎 豊博	寺崎クリニック	南城戸町67										○		
富和 清隆	東大寺福祉療育 病院	雑司町406-1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
千田 史郎	富雄医院	富雄元町三丁目1-2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
岩崎 拓也	とみお岩崎クリ ニック	二名三丁目1046-1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
中村 徹	富雄産婦人科	三松四丁目878-1										○		
北神 敬司	登美ヶ丘クリ ニック	中登美ヶ丘四丁目3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
浅尾 豊彦	登美ヶ丘こども クリニック	登美ヶ丘三丁目4-11	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
中井 章至	中井医院	大宮町三丁目4-33										○		
永井 穂子	永井医院	西木辻町138-1	○	○	○	○	○	○					○	
中岡 伸悟	中岡内科クリ ニック	西大寺東町二丁目1-63 サンワシティ西大寺3F	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
中川 勝裕	なかがわ呼吸器科・ アレルギー科医院	朱雀五丁目3-8		○		○	○							
中川 佳昭	中川内科医院	あやめ池南二丁目2-9 賀川ビル1F	○	○	○	○	○	○				○		

広岡 孝雄	広岡西部診療所	赤膚町1032	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
戸田 慶五郎	ファミリークリニック戸田	登美ヶ丘一丁目1-13	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
福島 徹	福島医院	学園北一丁目9-1 パラディ学園前5F						○						
福山 学	福山医院	尼辻中町11-3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
宮川 宣之	平城診療所	朱雀三丁目8-2	○	○	○	○	○	○					○	○
堀池 信雄	堀池医院	西登美ヶ丘五丁目3-8	○	○	○	○	○	○					○	
前川 泰寛	前川医院	東登美ヶ丘一丁目12-3											○	○
前田 知行	まえだ医院	朱雀四丁目1-5											○	
前田 米造	前田医院	西新在家町2-6						○	○					
前田 紀夫	前田小児科医院	富雄元町四丁目8-14	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
松井 滋	松井医院	三条桧町19-4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
横山 聡子	まほろばクリニック	奈良阪町2271-3											○	
三谷 紀之	三谷医院	神殿町171-4	○	○	○	○	○	○					○	
山本 泰弘	むくぼ医院	平松一丁目31-22		○		○	○							
村嶋 徳昭	村嶋小児科医院	芝辻町二丁目11-7 大島ビル2F	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
森井 直之	森井小児科医院	元興寺町32	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
森田 正純	森田医院	高天市町32	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○
森田 隆一	森田内科循環器科クリニック	宝来三丁目3-21	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
森 啓一郎	森内科クリニック	学園北一丁目11-4エル ・アベニュー学園前3F	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
森村 昌史	森村医院	秋篠町922	○	○	○	○	○	○		○	○		○	○
矢追 公一	矢追医院	高畑町1112	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
安居 資司	やすい小児科医院	富雄元町一丁目12-1 オルサム富雄4F	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
安田 慎治	安田医院	中山町西二丁目1052-50	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
保田 正憲	保田クリニック	東九条町718-3	○	○	○	○							○	
安田 純也	安田小児科医院	あやめ池南二丁目2-9 賀川ビル2F	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
山崎 政直	やまざきクリニック	佐紀町2762-4						○						
山田 貴	やまだクリニック	あやめ池北一丁目32-21-A205		○		○	○						○	
田浦 良彦	大和診療所	大宮町二丁目6-9	○	○	○	○	○			○	○	○	○	
山根 佳子	やまね内科クリニック	西大寺新田町1-12-2											○	
山本 和邦	やまもと小児科	朱雀六丁目9-5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
山本 敏朗	山本内科医院	三条本町9-1三条通 ガーデンハイツ1F		○		○	○	○					○	

奈良市告示第200号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、次のとおり徴収事務を委託したので、同条第2項の規定により告示します。

令和2年4月1日

奈良市長 仲川元庸

1 受託者・徴収事務

受託者	徴収事務
奈良県橿原市城殿町459 大和平野土地改良区4階 公益社団法人 奈良県獣医師会 会長 吉岡 豊	狂犬病予防注射済票交付手数料

2 委託の期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

奈良市告示第 201 号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり収納の事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和2年4月1日

奈良市長 仲川元庸

1 受託者・収納事務

受託者	収納事務
東京都千代田区一番町25番地 地方公共団体情報システム機構 理事長 吉本 和彦	戸籍謄抄本交付手数料 戸籍の附票の写し交付手数料 住民票の写し交付手数料 印鑑登録証明書交付手数料 課税（非課税）証明書交付手数料

2 委託の期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

奈良市告示第 202 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により、次のとおり徴収の事務を委託したので、同条第 2 項の規定により告示します。

令和 2 年 4 月 1 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 受託者・徴収事務

受 託 者	徴 収 事 務
奈良市八条一丁目 790-1 公益社団法人 奈良市シルバー人材センター 理事長 西谷 忠雄	放置自転車等移動手数料 放置自転車等保管手数料

2 委託の期間

令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで

奈良市告示第 203号

奈良市住居表示に関する条例（昭和42年奈良市条例第21号）第3条の規定により、次のとおり、住居番号を設定したので、同条第4項の規定により告示する。

令和 2年 4月 2日

奈良市長 仲川 元庸

住居番号をつけた建造物の表示		
南登美ヶ丘25番28号	四条大路五丁目2番21-4号	
東登美ヶ丘四丁目8番1号	西大寺国見町二丁目17番46号	
西登美ヶ丘七丁目2番10号	富雄元町一丁目5番34号	
あやめ池北一丁目2番6号	大森西町20番24号	
登美ヶ丘二丁目3番8-2号	富雄北三丁目14番72号	
恋の窪二丁目17番8号	二条町三丁目7番1号	
帝塚山三丁目2番3号	学園緑ヶ丘一丁目6番4号	
西登美ヶ丘八丁目20番8号	登美ヶ丘五丁目8番5号	
六条緑町二丁目4番9号	北登美ヶ丘四丁目7番12号	
菅野台8番5号	あやめ池北二丁目2番40号	
あやめ池南四丁目6番15号	帝塚山一丁目31番10号	
富雄北一丁目15番28-1号	北登美ヶ丘二丁目21番4号	
富雄北二丁目7番27号	あやめ池北三丁目15番57-3号	
西大寺新町一丁目9番10-室番号	五条畑一丁目27番12-6号	
学園北一丁目1番5号	五条畑一丁目27番13-7号	
平松二丁目9番6号	富雄北一丁目15番28-3号	
鶴舞西町3番41号	四条大路四丁目2番64号	
鶴舞西町3番45号	六条緑町二丁目4番23号	
平松四丁目22番1号		

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定による特定施設の設置許可の申請があったので、同条第4項の規定によりその概要を次のとおり告示する。

なお、当該申請に際し、添付のあった当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を、この告示の日から3週間、健康医療部保健所保健・環境検査課において公衆の縦覧に供する。

令和2年4月2日

奈良市長 仲川 元 庸

1 申請人の住所及び名称並びに代表者の氏名

奈良市雑司町368番地2

サンエコ株式会社

代表取締役 中塚 健蔵

2 工場又は事業場の名称及び所在地

はり温泉らんど

奈良市針町361番地

3 特定施設の構造に関する事項

特定施設の種類	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第166号の3イに掲げるちゆう房施設（以下、「A施設」という。）、同号ロに掲げる洗濯施設（以下、「B施設」という。）及び同号ハに掲げる入浴施設（以下、「C施設」という。）	
特定施設の能力	A施設	100食/日（1基）
	B施設	7kg/回（1基）
	C施設	7人/基（6基）
工事着手予定年月日	許可のあった日	
工事完成予定年月日	着工の日から1月以内	
使用開始予定年月日	完成の日	

4 特定施設の使用の方法に関する事項

特定施設の使用時間間隔及び1日当たりの使用時間	A施設	7時から22時まで(15時間)		
	B施設	7時から22時まで(15時間)		
	C施設	7時から22時まで(15時間)		
使用の季節的変動		なし		
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大値	項目	通常	最大	
	水素イオン濃度(水素指数)	A施設	6.0~8.0	5.8~8.6
		B施設	6.0~8.0	5.8~8.6
		C施設	6.0~8.0	5.8~8.6
	生物化学的酸素要求量(BOD)(単位:mg/L)	A施設	200	200
		B施設	15	20
		C施設	150	150
	化学的酸素要求量(COD)(単位:mg/L)	A施設	150	150
		B施設	20	30
		C施設	150	150
	浮遊物質(SS)(単位:mg/L)	A施設	250	250
		B施設	10	20
		C施設	150	150
	窒素含有量(単位:mg/L)	A施設	80	140
		B施設	5	10
		C施設	60	120
	燐含有量(単位:mg/L)	A施設	10	20
		B施設	1	3
		C施設	8	16
	特定施設から排出される汚水等の1日当たりの通常量及び最大量汚水等の量(単位:m ³)	A施設	3	9
		B施設	1	3
C施設		18	40	

5 汚水等の処理の方法に関する事項

処理施設の種類	合併処理浄化槽
処理施設の構造	RCユニット造
処理施設の能力	72m ³ /日
汚水等の処理の方法	接触ばっ気方式

処理施設の使用時間間隔	終日
既設的変動の概要	なし
備考	用途変更による特定施設の設置であり、既存の合併処理浄化槽を使用。

6 排出水の汚染状態及び量に関する事項

項 目		通 常	最 大
排 出 水 の 汚 染 状 態	水素イオン濃度 (水素指数)	6.0~8.0	5.8~8.6
	生物化学的酸素要求量 (BOD) (単位: mg/L)	20	25
	化学的酸素要求量 (COD) (単位: mg/L)	30	30
	浮遊物質 (SS) (単位: mg/L)	50	90
	窒素含有量 (単位: mg/L)	25	25
	磷含有量 (単位: mg/L)	4	4
	排出水の量 (単位: m ³ /日)	37	72

奈良市告示第205号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条第1号の規定により公示する。

令和 2年 4月 3日

奈良市長 仲川元庸

1 指定年月日 令和 2年 4月 1日

事業所番号	サービスの種類	事業者		事業所	
		名称	住所	名称	住所
2970108367	訪問介護	NPO 法人ライフケア王寺	奈良県生駒郡三郷町勢野東四丁目3番20号	NPO 法人ライフケア王寺 奈良事務所	奈良市五条畑一丁目29番5号

奈良市告示第206号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第85条第1号の規定により公示する。

令和 2年 4月 3日

奈良市長 仲川元庸

1 指定年月日 令和 2年 4月 1日

事業所番号	サービスの種類	事業者		事業所	
		名称	住所	名称	住所
2970108375	居宅介護支援	一般財団法人信貴山病院	奈良県生駒郡三郷町勢野北四丁目13番1号	居宅介護支援事業所 学園前	奈良市学園北1-13-10 アネシス学園前405号

奈良市告示第207号

介護保険法(平成9年法律第123号)第42条の2第1項及び第54条の2第1項の規定により、指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者を指定したので、同法第78条の11第1号及び第115条の20第1号の規定により公示する。

令和 2年 4月 3日

奈良市長 仲川元庸

1 指定年月日 令和 2年 4月 1日

事業所番号	事業者		事業所	
	名称	住所	名称	住所
2990100642	医療法人 康仁会	奈良市六条町102番地の1	グループホーム メビウスまほろば	奈良市六条西四丁目6番20号

奈良市告示第208号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項に規定する指定自立支援医療機関として下記のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定に基づき告示する。

令和2年4月3日

奈良市長 仲川元庸

指定年月日	医療機関名	所在地	開設者氏名
令和2年 2月1日	コトブキ薬局 奈良店	奈良市北市町57-1	I & H株式会社 代表取締役 岩崎 裕昭
令和2年 2月1日	阪神調剤薬局 市立奈良店	奈良市紀寺町687-3	I & H株式会社 代表取締役 岩崎 裕昭
令和2年 2月1日	阪神調剤薬局 奈良県総合医療セ ンター前店	奈良市石木町636-1	I & H株式会社 代表取締役 岩崎 裕昭

奈良市告示第 209号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定により、令和元年奈良市告示第324号により指定した、土地が特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）について、次のとおり指定を解除する。

令和2年4月6日

奈良市長 仲川 元 庸

1 指定を解除する形質変更時要届出区域

奈良市平松一丁目773番1の一部

2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類

ふっ素及びその化合物

3 講じられた汚染の除去等の措置

土壤汚染の除去

4 その他

指定を解除した区域の範囲を示した台帳を健康医療部保健所保健・環境検査課に備え置き、一般の閲覧に供する。

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 5 の 3 第 1 項に規定する指定障害児通所支援事業者を指定したので、同法第 21 条の 5 の 2 第 1 号の規定に基づき告示する。

令和 2 年 4 月 6 日

奈良市長 仲川元庸

1 指定年月日 令和 2 年 4 月 1 日

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所	
2950100103	合同会社 ハートフルハート	631-0076	奈良市富雄 北二丁目 11 番 20 号	はればれ	631-0842	奈良市菅原 町 377 番地 4・378 番地 5	児童発達 支援 放課後等 デイサー ビス
2950100095	一般社団 法人リラ イア	631-0044	奈良市藤ノ 木台一丁目 2 番 6-211 号	てらすワ ン	631-0041	奈良市学園 大和町一丁 目 1-23	児童発達 支援 放課後等 デイサー ビス
2950161568	株式会社 ハッピー サービス グループ	630-8043	奈良市六条 三丁目 1 番 15 号	保育所等 訪問支援 ハッピー リング	630-8043	奈良市六条 三丁目 1 番 15 号	保育所等 訪問支援
2950161402	特定非営 利活動法 人ともに	630-8101	奈良市青山 八丁目 104 番地	すくすく	630-8101	奈良市青山 八丁目 104 番 地	保育所等 訪問支援 居宅訪問 型児童発 達支援
2950100111	社会福祉 法人香久 山会	581-0872	大阪府八尾 市郡川 2-33	こどもサ ポート教 室ピュア の樹 East	631-0003	奈良市中登 美ヶ丘 3-3 ライフ学園 前店 3F	児童発達 支援 放課後等 デイサー ビス

事業所番号	事業者			事業所			サービス 種類
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所	
2950100129	株式会社 UT ケアシ ステム	634-0062	橿原市御坊 町 152	リハビリ 発達支援 ルーム UT キッズ奈 良	631-0846	奈良市平松 一丁目 27-1-1	児童発達 支援 放課後等 デイサー ビス
2950100137	特定非営 利活動法 人子育て サポー ト・ふれ 愛	636-0821	奈良市西大 寺東町二丁 目 1 番 63 号	子育てサ ポート・ ふれ愛大 和西大寺 南校	631-0824	奈良市西大 寺南町 1-26 安田ビル 2F	児童発達 支援 放課後等 デイサー ビス

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者を指定（更新）したので、同法第51条第1号の規定に基づき告示する。

令和 2年 4月 6日

奈良市長 仲川元庸

1 指定更新年月日 令和2年4月1日

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類	指定有効期限
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所		
2910102223	株式会社 あくび	630-8451	奈良市北 之庄町 45-1	ラテ	630-8451	奈良市 北之庄 町45-1	生活介護	令和8年 3月31日
2910101050	株式会社 ウィルジ ヤパン	635-0014	大和高田 市三和町 2番18号 エスリー ド高田駅 前202号 室	いほり	630-8424	奈良市 古市町 1327-4	就労継続 支援B型	令和8年 3月31日
2910102231	株式会社 かるぺで いえむ	631-0033	奈良市あ やめ池南 六丁目7 番39号 あやめ池 アーバン ライフヒ ルステー ジ301	らふあ えろ	630-8301	奈良市 高畑町 1055番 地1	就労継続 支援B型	令和8年 3月31日

事業所番号	事業者			事業所			サービス 種類	指定 有効期限
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所		
2910100805	社会福祉 法人青葉 仁会	630-2152	奈良市杣 ノ川町 50-1	水間ワ ークス	630-2151	奈良市 水間町 3020-3	就労移行 支援	令和8年 3月31日
2910102199	特定非営 利活動法 人アンダ ンテ農園	630-8445	奈良市池 田町247 番1	アンダ ンテ農 園	630-8445	奈良市 池田町 247番1	就労継続 支援B型	令和8年 3月31日
2910102215	独立行政 法人国立 病院機構 奈良医療 センター	630-8053	奈良市七 条二丁目 789番地	独立行 政法人 国立病 院機構 奈良医 療セン ター 「ぽか ぽか」	630-8053	奈良市 七条二 丁目789 番地	生活介護	令和8年 3月31日

2 指定更新年月日 令和2年4月2日

事業所番号	事業者			事業所			サービス 種類	指定 有効期限
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所		
2920100233	社会福祉 法人なら やま会	630-8104	奈良奈良 阪町2532 番地の3 市	ありが とう	630-8104	奈良市 奈良阪 町245-1	共同生活 援助	令和8年 4月1日

奈良市告示第 212 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条第1号の規定に基づき告示する。

令和 2 年 4 月 6 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 指定年月日 令和2年4月1日

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所	
2910102637	合同会社カレージハブ	630-8127	奈良市三条添川町 2番8号 KBKビル 3F	元氣の里 青空	630-8127	奈良市三条添川町 2番8号 KBKビル 3F	就労移行 支援
2910103155	株式会社萬成 水耕栽培	518-0031	三重県伊賀市長田 2063-1	まんなり 加工奈良 店	630-8264	奈良市鍋屋町2-1 シティー ホームズ 奈良女子 大前101	就労継続 支援B型
2920100381	株式会社 konpeito.com	631-0064	奈良市帝塚山南四 丁目13番 18号	GHコンペ イトウ	631-0061	奈良市奈良県奈良 市三碓町 2223番地 10号	共同生活 援助

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者を廃止したので、同法第51条第2号の規定に基づき告示する。

令和 2 年 4 月 6 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 廃止年月日 令和2年3月31日

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所	
2910102769	合同会社 カレッジ ハブ	630-8127	奈良市三条 添川町2番 8号KBKビ ル3F	元氣の里 太陽	630-8127	奈良市三条 添川町1-5 2F	就労移行 支援
2910101266	社会福祉 法人寧楽 ゆいの会	631-0842	奈良市西大 寺国見町 3-5-5	寧楽ゆい の会	630-8357	奈良市杉ケ 町27-1西本 ビル3階	生活介護
2910100946	社会福祉 法人福寿 会	631-0803	奈良市山陵 町1085	ならやま 園ショー トステイ サービス	631-0803	奈良市山陵 町1085	短期入所

奈良市告示第 214号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により六条緑町三丁目自治会から告示した事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和2年 4 月 6 日

奈良市長 仲川 元庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	福田 英夫 奈良市六条緑町三丁目5番26号	岡山 義彦 奈良市六条緑町三丁目4番21号

2 変更の年月日

令和2年4月1日

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者を指定（更新）したので、同法第51条の30第2項第1号の規定に基づき告示する。

令和 2 年 4 月 6 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 指定更新年月日 令和2年4月1日

事業所番号	事業者			事業所			サービス 種類	指定 有効期限
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所		
2930100538	株式会 社かる ぺでい えむ	631-0033	奈良市 あやめ 池南六 丁目7番 39号あ やめ池 アーバ ンライ フヒル ステー ジ301	相談支 援セン ターい ま・こ こ	630-8301	奈良市 高畑町 1055番 地1	計画相談 支援	令和8年 3月31日
2930100546	社会福 祉法人 あゆみ の会	631-0833	奈良市 秋篠町 1381-1	相談支 援セン ターふ ーぷ (HOOP)	631-0833	奈良市 秋篠町 1381-1	計画相談 支援	令和8年 3月31日

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 24 条の 26 第 1 項第 1 号に規定する指定障害児相談支援事業者を指定（更新）したので、同法第 24 条の 37 第 1 号の規定に基づき告示する。

令和 2 年 4 月 6 日

奈良市長 仲川 元庸

1 指定更新年月日 令和 2 年 4 月 1 日

事業所番号	事業者			事業所			サービス 種類	指定 有効期限
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所		
2970100687	株式会社 かる ぺでい えむ	631-0033	奈良市あ やめ池南 六丁目 7 番 39 号あ やめ池ア ーバンラ イフヒル ステージ 301	相談支 援セン ター いま・こ こ	630-8301	奈良市 高畑町 1055 番 地 1	障害児相 談支援	令和 8 年 3 月 31 日
2970100661	社会福 祉法人 あゆみ の会	631-0833	奈良市秋 篠町 1381-1	相談支 援セン ターふ ーぷ (HOOP)	631-0833	奈良市 秋篠町 1381-1	障害児相 談支援	令和 8 年 3 月 31 日

奈良市告示第 217 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の14第1項に規定する指定一般相談支援事業者を指定（更新）したので、同法第51条の30第1項第1号の規定に基づき告示する。

令和 2 年 4 月 6 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 指定更新年月日 令和2年4月1日

事業所番号	事業者			事業所			サービス 種類	指定 有効期限
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所		
2930100538	株式会 社かる ぺでい えむ	631-0033	奈良市 あやめ 池南六 丁目7 番39号 あやめ 池アー バンラ イフヒ ルステ ージ 301	相談支 援セン ターい ま・ここ	630-8301	奈良市 高畑町 1055番 地1	地域移行 支援 地域定着 支援	令和8年 3月31日

奈良市告示第218号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、
次のように道路の区域を変更します。

その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部土木管理課において
一般の縦覧に供します。

令和2年4月7日

奈良市長 仲川元庸

路線名	区間	変更 前後別	幅員 (m)	延長 (m)	備考
北部第593号線	奈良市法華寺町 985番7地先から	前	1.6 ~ 3.75	4.0	
	奈良市法華寺町 1037番1地先まで	後	4.0 ~ 3.75	4.0	

奈良市告示第219号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、
次のように道路の供用を開始します。

その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部土木管理課において
一般の縦覧に供します。

令和 2 年 4 月 7 日

奈良市長 仲川元庸

路線名	区 間		延長 (m) 幅員 (m)	備 考
北部第593号線	奈良市法華寺町 985番7地先から	奈良市法華寺町 1037番1地先まで	L=4.0 W=4.0 ~ 3.75	

奈良市告示第 220号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和2年4月 7 日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和2年4月7日

3 移動対象区域

近鉄学園前駅周辺、近鉄富雄駅周辺、近鉄菖蒲池駅周辺及びJR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目288番地の1）

5 引取期間

移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）を持参すること。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111（代表）

奈良市告示第 221 号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

令和 2 年 4 月 8 日

奈良市長 仲川 元庸

- 1 許可の年月日及び番号
令和元年9月11日 奈良市指令整開 第19A-15号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号
開発行為 令和 2 年 4 月 8 日 第1726号
- 3 開発区域に含まれる地域
奈良市登美ヶ丘二丁目4053番4
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
奈良市登美ヶ丘二丁目4番13
津田 育久

奈良市告示第222号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告する。

なお、当該開発区域を表示した図書は、都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供する。

令和2年4月8日

奈良市長 仲川元庸

1 許可の年月日及び番号

令和2年1月14日 奈良市指令整開 第19A-27号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 令和2年4月8日 第1727号

公共施設 令和2年4月8日 第852号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市平松一丁目828番4、828番7、828番8、835番1、835番5、836番1及び836番4

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市平松一丁目25番10号

藤澤 章夫 藤澤 仲代

5 公共施設の種類、位置及び区域

(1) 道路

奈良市平松一丁目828番4、828番7、828番8、835番5の各一部

奈良市告示第 223号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和2年4月 9 日

奈良市長 仲川 元 庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和2年4月9日

3 移動対象区域

近鉄新大宮駅周辺、近鉄高の原駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目288番地の1）

5 引取期間

移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）を持参すること。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111（代表）

奈良市告示第 224 号

狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）第 6 条第 1 項の規定により、下記のとおり飼育者不明の犬を収容しましたので、同法第 6 条第 8 項の規定により公示します。

令和 2 年 4 月 9 日

奈良市長 仲川元庸

記

収容日時：令和 2 年 4 月 8 日 13 時 40 分
場 所：雑司町
種 類：雑種犬
毛 色：白
性 別：メス
推定年齢：5 才
体 格：中
備 考：首輪なし

奈良市告示第 225号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和2年4月10日

奈良市長 仲川 元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和2年4月10日

3 移動対象区域

近鉄大和西大寺駅周辺、近鉄西ノ京駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目288番地の1）

5 引取期間

移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）を持参すること。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111（代表）

奈良市告示第 227号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により恋の窪一丁目自治会から告示した事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により次の通り告示する。

令和2年4月13日

奈良市長 仲川元庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	倉口 博次 奈良市恋の窪一丁目15番4号	稲川 清史 奈良市恋の窪一丁目11番10号

2 変更の年月日

令和2年3月29日

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和2年4月13日

奈良市長 仲川 元 庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和2年4月12日

3 移動対象区域

近鉄新大宮駅周辺及びJR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目288番地の1）

5 引取期間

移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）を持参すること。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111（代表）

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和2年4月13日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和2年4月13日

3 移動対象区域

近鉄学園前駅周辺、近鉄富雄駅周辺及びJR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目288番地の1）

5 引取期間

移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）を持参すること。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111（代表）

奈良市告示第230号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師として次のとおり指定したので、奈良市身体障害者福祉法施行細則（昭和62年奈良市規則第29号）第3条の規定により告示する。

令和2年4月14日

奈良市長 仲川元庸

指定年月日	医師の氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地	診療科目（障害名）
令和2年 3月31日	加藤 まどか	加藤内科医院	奈良市三条町 606-98	内科 (じん臓機能障害)

奈良市告示第 231 号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師として次のとおり指定したので、奈良市身体障害者福祉法施行細則（昭和62年奈良市規則第29号）第3条の規定により告示する。

令和 2 年 4 月 14 日

奈良市長 仲川 元庸

指定年月日	医師の氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地	診療科目（障害名）
令和2年 3月31日	足立 浩幸	医療法人康仁会 西の京病院	奈良市六条町 102-1	泌尿器科・内科 (ぼうこう又は直腸 機能障害)

奈良市告示第 232 号

奈良市観光案内所規則（平成21年奈良市規則第60号）第5条ただし書及び第6条第2項の規定により、次のとおり観光案内所の開館時間を変更します。

令和 2 年 4 月 15 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1. 開館時間の変更

令和2年4月15日から令和2年5月6日の開館時間を次のとおりとする。

施 設 名	開館時間
奈良市総合観光案内所	午前9時～午後5時
奈良市近鉄奈良駅観光案内所	
奈良市観光センター	

奈良市告示第 233 号

奈良市針テラス情報館条例（平成17年奈良市条例第41号）第4条の2第2項により、次のとおり奈良市針テラス情報館の開館時間を変更します。

令和 2 年 4 月 15 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 開館時間の変更

令和2年4月17日から令和2年5月6日の開館時間を次のとおりとする。

施設名	開館時間
奈良市針テラス情報館	午前9時～午後5時

奈良市告示第 234号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により指定医療機関から事業を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示する。

令和2年4月15日

奈良市長 仲川元庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
弓場歯科医院	奈良県奈良市内侍原町 49	平成31年 4月5日
かしわぎ歯科	奈良県奈良市西大寺南町5-75	令和2年 2月29日

奈良市告示第 235号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により医療機関を指定したので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和 2年 4月15日

奈良市長 仲川 元 庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
島本クリニック	奈良県奈良市西大寺南町5番26号T・Kビル西大寺S OUTH3階	令和2年 4月1日
かしわぎ歯科	奈良県奈良市西大寺南町5-75	令和2年 3月1日
富雄すずき歯科	奈良県奈良市鳥見町一丁目9番6号	令和2年 4月1日
キリン堂薬局 高畑店	奈良県奈良市高畑町130-1	令和2年 4月1日

公營企業

奈良市企業局告示第12号

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法(昭和33年法律第79号)第9条の規定に基づき次のとおり告示します。

その関係図書は、令和2年4月1日から2週間、奈良市企業局事業部下水道事業課に備え置いて縦覧に供します。

令和2年4月1日

奈良市公営企業管理者 池田 修

1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日

令和2年4月15日

2-1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する場所

奈良市川上町、東九条町、あやめ池北一丁目

2-2 公共下水道を整備し、供用を開始する場所

処理分区	起 点	終 点	告示位置図No.
大安寺第1処理分区	川上町596-3	川上町595-12	①
南奈良第5-2処理分区	東九条町1176-31	東九条町1178-1	②
佐保川第7処理分区	あやめ池北一丁目16-1	あやめ池北一丁目16-4	③

3 公共汚水柵を設置し、供用を開始する場所

処理分区	場所	告示位置図No.
佐保川第4処理分区	中山町1390	④
佐保川第11処理分区	平松一丁目115,116-2	⑤
南奈良第5-2処理分区	北之庄西町一丁目9-11の一部	⑥
佐保川第7処理分区	秋篠三和町二丁目430-94,95,96	⑦
大安寺第3処理分区	法華寺町292の一部	⑧
佐保川第1処理分区	百楽園一丁目3006-2,3007	⑨
佐保川第13処理分区	六条西五丁目12-8	⑩
佐保川第10処理分区	菅原町43街区5-1,2,3,4画地	⑪
佐保川第1処理分区	百楽園一丁目3006-1	⑫
大安寺第3処理分区	六条町1-1	⑬
富雄川第12処理分区	大和田町483-1	⑭
大安寺第3処理分区	四条大路二丁目21-1,4、18-5	⑮
大安寺第3処理分区	柏木町572-4、581-1	⑯
南奈良第3処理分区	神殿町170-6	⑰
南奈良第1処理分区	古市町381-2	⑱
南奈良第1処理分区	古市町381-5	⑲
南奈良第1処理分区	古市町381-6	⑳

4 供用を開始する公共下水道の合流式及び分流式の別
合流式及び分流

5 終末処理場の位置及び名称

大和郡山市額田部南町160番地 奈良県浄化センター

位置図省略

奈良市企業局告示第13号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定に基づき、次のおり収納事務を委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定に基づき告示します。

令和2年4月1日

奈良市公営企業管理者 池田 修

- 1 収納事務 水道料金、下水道使用料及び手数料等
- 2 受託者 大阪府大阪市淀川区西中島三丁目9番12号 空研ビル
ヴェオリア・ジェネッツ株式会社 関西支店
支店長 篠原 信成
- 3 委託期間 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

奈良市企業局告示第14号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定に基づき、次のとおり収納業務を委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定に基づき告示します。

令和2年4月1日

奈良市公営企業管理者 池田 修

1 収納事務 コンビニエンスストアにおける水道料金及び下水道使用料収納業務

2 受託者 国分グローサーズチェーン株式会社
東京都江東区亀戸2-3-6

株式会社セコマ
北海道札幌市中央区南9条西5丁目421番地

株式会社セブン-イレブン・ジャパン
東京都千代田区二番町8番地8

山崎製パン株式会社
東京都千代田区岩本町3-10-1

株式会社ファミリーマート
東京都港区芝浦三丁目1番21号

株式会社ポプラ
広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665-1

ミニストップ株式会社
千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1

株式会社ローソン
東京都品川区大崎一丁目11番2号 ゲートシティ大崎イーストタワー

3 委託期間 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

奈良市企業局告示第15号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定に基づき、次のとおり収納業務を委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定に基づき告示します。

令和2年4月1日

奈良市公営企業管理者 池田 修

- 1 収納事務 宿日直窓口収納業務
- 2 受託者 南都ビルサービス株式会社
奈良市芝辻町四丁目6-2
- 3 委託期間 令和2年4月1日から令和2年5月31日まで
- 4 委託場所 奈良市法華寺町264番地1 奈良市企業局

奈良市企業局告示第16号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定に基づき、次のとおり水道メーターの計量業務を委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定に基づき告示します。

令和2年4月1日

奈良市公営企業管理者 池田 修

- 1 受託者 ヴェオリア・ジェネッツ株式会社 関西支店 支店長 篠原 信成
大阪府大阪市淀川区西中島三丁目9番12号 空研ビル
- 2 委託期間 令和2年4月1日から令和3年3月31日
- 3 委託区域 奈良市内全域

奈良市企業局告示第17号

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）
第7条の規定により奈良市企業局指定給水装置工事事業者から給水装置工事事業者の事業の廃止
の届出があったので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

令和2年4月1日

奈良市公営企業管理者 池田 修

名 称	代表者氏名	所 在 地	届 出 日
山崎建設工業株式会社	代表取締役 山崎 義裕	奈良市押熊町1548番地の3	令和2年3月26日

奈良市企業局告示第18号

奈良市公共下水道事業受益者負担に関する条例（昭和45年奈良市条例第16号）第5条の規定により、負担金の賦課対象区域を定めましたので、次のとおり告示します。

なお、関係図書は令和2年4月1日から2週間、奈良市企業局事業部下水道事業課に備え置いて縦覧に供します。

令和2年4月1日

奈良市公営企業管理者 池田 修

賦課対象区域（第2負担区）

押熊町の一部

奈良市企業局告示第19号

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）
第7条の規定により奈良市企業局指定給水装置工事事業者から給水装置工事事業者の事業の廃止
の届出があったので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

令和2年4月3日

奈良市公営企業管理者 池田 修

名 称	代表者氏名	所 在 地	届 出 日
西岡電気商会	代表者 西岡 猛	奈良市藺生町690番地の1	令和2年3月27日

教育委員会

奈良市教育委員会告示第10号

令和2年4月臨時教育委員会を次のとおり開催しますので、奈良市教育委員会会議規則（昭和57年奈良市教育委員会規則第12号）第3条第2項の規定により告示します。

令和2年4月10日

奈良市教育委員会

教育長 北谷 雅人

1 日 時

令和2年4月13日（月）

午前10時から

2 場 所

奈良市役所 北棟2階 第16会議室

3 会議に付すべき事案

教育長報告

（1）新型コロナウイルスの感染拡大防止に係る奈良市立学校の臨時休業について

議事

議案第1号 新型コロナウイルスの感染拡大防止に係る奈良市立学校の臨時休業について

傍聴受付は、開催日の午前9時から午前9時50分までで、教育政策課にて行います。定員は5名で、定員になり次第締切させていただきます。

農業委員会

奈良市農業委員会告示第5号

奈良市農業委員会令和2年4月農業委員会総会の会議を次のとおり招集しますので、奈良市農業委員会総会会議規則(昭和32年奈良市農業委員会告示第3号)第2条第1項の規定により告示します。

令和2年4月7日

奈良市農業委員会長 巽 一孝

1 日時

令和2年4月14日(火) 午後1時30分

2 場所

奈良市法華寺町264番地1
奈良市企業局4階 大会議室

3 審議案件

・法令等に基づく事務関係

- (1) 農地法(昭和27年法律第229号)第3条、第4条及び第5条に関する許可申請及び届出について
- (2) 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
- (3) 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について
- (4) 農地法第18条第6項の規定による通知の受理について(3月専決処理分)
- (5) 許可の取消しについて(3月専決処理分)
- (6) 生産緑地に係る主たる従事者等に関する証明について
- (7) 知事許可について(3月許可分)